

官報

号外 昭和二十九年二月十七日

○第十九回 参議院 會議 録 第十号 (その一)

昭和二十九年二月十七日(水曜日)午前
十時二十八分開議

議事日程 第十号

昭和二十九年二月十七日
午前十時開議

第一 警察法案及び警察法の施行
に伴う関係法令の整理に関する
法律案(趣旨説明)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

一昨十五日内閣から予備審査のため左
の議案が送付された。よつて議長は即
日これを大蔵委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

入場税法案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

警察法案

警察法の施行に伴う関係法令の整理
に関する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため
に送付された左の議案を内閣委員会に
付託した。

科学技術庁設置法案(松前重義君外
七名提出)

昭和二十九年二月十七日

参議院會議録第十号(その一) 議長の報告 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(趣旨説明)

同日予算委員長から提出した公職会開
会承認要求に対し、議長は即日これを
承認した。

公職会開会承認要求書

一、事件の名称

昭和二十九年一般会計予算(予
備審査)

昭和二十九年度特別会計予算(予
備審査)

昭和二十九年度政府関係機関予算
(予備審査)

一、公職会の問題

昭和二十九年年度予算について
一、公職会の月日

二月二十五日、二十六日

右本委員会の決議を経て、参議院規
則第六十二条第二項により要求す
る。

昭和二十九年二月十五日

予算委員長 青木 一男

参議院議長 河井彌八郎

同日左の質問主意書を内閣に転送し
た。

東京水産大学の東京移転についての
質問主意書(青山正一君提出)

昨十六日議員から左の議案を提出し

た。よつて議長は即日これを文部委員
会に付託した。

学校給食法案(永井純一郎君外六十
七名死議)

同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを大蔵委員会に付
託した。

日本銀行券預入令等を廃止する法律
案

当せん金附証券法の一部を改正する
法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

国民金融公庫法の一部を改正する法
律案

財政法第四十二条の特例に関する法
律案

大蔵委員会に付託
中小企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案

中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律案

通商産業委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを文部委員会に付託した。

市町村立学校職員給与負担法の一部
を改正する法律案(野原覺君外百三
十二名提出)

学校教育法等の一部を改正する法律
案(前田榮之助君外百三十二名提
出)

教育公務員特例法の一部を改正する
法律案(前田榮之助君外百三十二名
提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員大和興一君提出恩給受給
に関する質問に対する答弁書

同日衆議院から、同院は公正取引委員
会委員に吉田晴二君を任命することに
同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同院は公正取
引委員会委員に吉田晴二君を任命する
ことに同意したことを内閣に通知した
旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政
府委員に任命することを承認した旨回
答した。

国家地方警察

本部総務部長

本部警務部長

本部警備部長

本部警務部長

本部警務部長

本部警務部長

本部警務部長

本部警務部長

本部警務部長

本部警務部長

本部警務部長

本部警務部長

政府委員に任命した旨の通知を受領し
た。

○議長(河井彌八郎) これより本日の
會議を開きます。

日程第一、警察法案及び警察法の施
行に伴う関係法令の整理に関する法律
案。(趣旨説明)

同案につきましては、特に本會議に
おいて内閣より趣旨説明を聴取する必
要がある旨の議院運営委員会の決定で
ございました。これより大蔵國務大臣
の趣旨説明を求めます。大蔵國務大
臣。

【國務大臣(大蔵省) 今回提出いた
しました警察法案につきましては、提案
の理由並びにその内容の概略を御説明
いたします。

現行の警察法は、戦後少々にして占
領政策の一環として施行せられたもの
でありまして、戦前の我が警察制度を
根本的に改革して民主警察の理想を高
揚した点においては、確かに劃期的な意
義を有してはおりますが、何分にも匆忙
の間に当時の國際事情を反映しつつ制
定せられましたため、我が國情に適しな
いところが多く、その運用の結果に徴
しましても、いささか非能率にして不経
済の欠陥を免れず、而してかかる欠陥
を是正するために早晩抜本的な改正の
肝要であることは、つとに世人の広く
認めるところであります。即ち現在

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その二) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(趣旨説明)

一一四

の警察制度は国家地方警察と市町村自治体警察との二本建となつておりますが、町村を管轄する国家地方警察は国家的性格に過ぎない自治要素を欠除し、都市を管轄する自治体警察は完全自治に過ぎない国家的性格に欠けるところがあり、これを要するに都市と町村において、性格の相異なる警察が存在しているという結果になつてゐるのであります。而してこのことは、元來国家的性格と地方的性格とを兼ね有すべき近代警察事務の運営にとつて、それ自体適合せざるものを内蔵してゐる結果となつてゐるのであります。更に市町村自治体警察は、治安の対象地域が近時とみに広くなりつつあるにかかわらず、おの／＼の市町村単位において孤立してゐるのであります。この細分化された警察組織の下においては警察運営の責任も又多数に分割され、従つて、その有機的活動は著しく阻害されてゐるのであります。勿論従来といへども、これらの警察相互間におきましては、或いは人事の交流によつて意思の疎通を図り、或いは援助の協定を互に行なつて連絡調整を密にする等、それ／＼努めて参つたものではあります。何と申しましても、制度自体が内蔵する欠陥の前には、運用の妙にも限界がありまして、ために警察単位の分割より生ずる盲点の存在が、警察の効率的運営をみづから傷つけて参つた次第であります。且つこの欠陥は、国

の治安に対する責任の不明確という点にも大きく影響しておりますことは、近年頻発する種々の事件に関連して国民の記憶の新たなところであると存じます。更に一方、行財政改革の見地に立ちますならば、国家地方警察と市町村自治体警察との施設及び人員が互いに重複してゐることは、国民にとつては複雑、且つ不経済な負担となつてゐるのであります。この面よりするも制度の根本的刷新の要は、今や社会の輿論であると申しても過言ではありませぬ。

併しながら、現行制度における如上の弊を改めるに当りまして、警察の民主的な運営、言い換えれば国民の警察運営に対する干渉はこれを依然として保障すべきは勿論のことでありまして、この民主的な保障の基盤の上に、治安任務遂行の能率化と責任の明確化との二つの懸案の解決を図つたものが今般の法律案の骨子となつてゐる次第であります。

先ず、この法律案の内容について主要な点を申し上げますならば、

第一に、公安委員会制度を存置いたしたことであります。即ち警察の管理と運営の民主的保障を確保するため、中央、地方を通じて公安委員会制度を置きまして、警察を管理せしめることとしたのであります。即ち中央においては、内閣総理大臣の所轄の下に国家公安委員会を、又地方においては

都道府県知事の所轄の下に都道府県公安委員会を置き、それ／＼国民を代表する委員からなる合議体の機関によつて、警察庁又は都道府県警察を管理せしめることとしたし、以て警察の民主的な管理運営を確保いたし、且つ、警察の政治的中立性を維持することとしたのであります。なおこの際、公安委員に広く有為の人材を得るため、その資格の制限を大幅に緩和し、その制限は警察と検察の職業的前歴者のみに限ることとしたしました。

第二には、警察を府県警察に一本化したこととございます。即ち、警察の能率的運営を保持するため、現在の国家地方警察及び市町村自治体警察は共にこれを廃止して、新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。この理由については冒頭に詳しく述べましたので省略することといたしますが、ここに一言申加へたいのは、大都市の警察についての処置であります。大都市警察につきましては、従来から種々議論の存するところでありましたが、結論において、これを府県と並立させることは、大都市とその周辺地区とを遮断せしめ、このために警察対象として同地区の一体性を阻害し、警察運営の有機的活動に著しい障害を来たすのみならず、財政的にも極めて不経済な結果となりますので、これを今般は府県警察に一元化する必要を認めた次第であります。

第三に、府県警察の内容であります。即ち都道府県警察については、国家的要請に基く最小限の制約を除いて、能う限りこれに自治体警察としての性格を具備せしめることとしたのであります。即ち都道府県警察の性格は、申すまでもなく地方公共団体たる都道府県の機関としての警察であり、言い換えればこれは都道府県自治体の警察であります。知事の所轄の下にある都道府県公安委員会が全面的にこれを管理いたし、その管理の下に警察本部が職務を行うのであります。従つてその職員は、原則として地方公務員の身分を有するものであります。且つ警察に要する経費については、一定の国家的な警察活動に必要な経費を国が支弁するほかは、原則として府県の負担といたすのであります。又、都道府県警察の諸般の組織や職員の人事管理その他の行政事項は、いずれも都道府県の条例で定めることとしたし、これらの警察行政は、都道府県の議会における審議を通じて常に住民の公然たる批判の前に置かれ、而して住民の批判に制約される次第であります。この作用によつて自治体警察の特殊と美点を具備せしめたのであります。而してこの精神に立脚いたしまして、都道府県警察は、国家的な警察事務に限つて中央の警察庁の指揮監督を受けるものとしたし、その事項は法律に明記いたしまして、以て警察の中央集権

化のことがないよう十分の配慮をいたしたのであります。而して、これがたゞ警察本部と極く少数の警視正以上の首脳職員は、これを国家公務員としたし、これらは警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとし、他面この任免に対して、管理者たる都道府県公安委員会は懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることとしたし、以て両者の権能につき均衡あらしめたものであります。なお都の警視總監の任免は、特にその地位の重要性に鑑み、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命することとし、これに対する懲戒罷免の勧告権の所在は、他の道府県の場合と同様にいたしたのであります。

第四には、中央の警察機構のこととあります。即ち中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は國務大臣を以て充てることとし、国家公安委員会はその管理の下に警察庁を置いて国の公安にかかわる警察運営を掌り、警察の教養、通信、鑑識、統計及び設備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行はしめることといたしたのであります。更に、国家公安委員会は、委員長及び五人の委員を以て組織することとし、委員長は國務大臣を以てこれに充てることとしたしましたが、この委員長は會議に際して表決には加わらず、従つて国家公安委員会が政治的中立性を保つところの會議

体である現在の性格は、今般の改正によつてもこれを一貫して堅持せしめてゐるのであります。同時に委員長として新たに国務大臣が加わるることにより、政府の治安に対する国家的な考え方が国家公安委員会の中正な判断によつて濾過せられた上、警察運営の上に具現されるようにいたしました。かくのごとくにして政府の治安責任と警察の政治的中立性との調和を図つたものであります。又警察庁は国家公安委員会の管理の下に、極めて特定の国家的な警察事務を所掌し、而してこれに關しては都道府県警察を指揮監督することとしたしましたが、その事務の範圍は上述のごとく最小限の列挙事項のみに限定したのであります。従つて個々の一般犯罪の捜査のごときは、これを中央の権限から除くことにいたしましたのであります。なお警察庁長官は政府の治安責任を明確にするため、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免することとしたしましたが、他面これに対しては国家公安委員会が、長官の懲戒罷免に關する勸告権を行使し得ることは、道府県公安委員会の権限の場合と同様であります。

なおこの改正が実施せられます場合は、機構の簡素化により警察職員の数において三万人、経費において約九十億圓を減少し得る予定であります。又この改正の実施に伴い、国家地方警察職員も、市町村自治体警察職員も、共にその身分に変更を生ずる結果となりますが、この場合も努めて新機構への受入れの円滑を期するため、職員の身分を保障すると共に、俸給の減額となるものについては、その差額について調整の措置を講じ、且つ恩給、退職手当についても、従来の在職年数はすべて通算することとしたしまして、これら誠実な職員の生活に不安を与へざるよう万全の配慮を払つております。而して従来の国家地方警察と自治体警察とがその用に供しておりました財産の移転につきましても、制度の切替に伴い支障を来すことのないよう、すべて国と都道府県並びに市町村との当事者相互間の協議により譲渡を行うものとしたしまして、特別の事情のあるものについては債務を継承し、又はこれを有償とする等の措置を講じ得ることとしたしました。なお、本法案が幸ひにして成立いたしました上は、これを來たる七月一日に施行する所存でございます。

以上、本法案提出の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

次に、今般提案いたしました警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案の提案の理由を申し上げます。

本法案の提案の理由は、今般提案いたしました警察法と関連いたしました関係法令の規定を整理し、これに伴い所要の経過措置を定める必要があるためであります。

この整理の方針をいたしましては、関係法令中の関係事項について、警察法の規定上当然に整理改正を要するものを改めることとしたしました。経過措置につきましては、警察法の規定及び本法案による整理に対応して必要な規定を設けることとした次第であります。

何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 只今の趣旨説明に對し質疑の通告がございます。順次発言を許します。松岡平市君。

〔松岡平市君登壇、拍手〕

○松岡平市君 与党たる自由党を代表いたしまして二、三の質問を試みたいと存じます。

質問の第一は、警察法改正の理由、目的は何かということをお尋ねいたしますのであります。占領下における諸法令の制定、諸制度の革新について、多くこれについてはいろいろの論議がございまして、少くとも警察制度においては、この小さな日本で一千六百余の独立した小警察に寸断した自治体警察の創設を強要された。これを極めて善意に解釈いたしましたとしても、広大な地域の中に分散しているアメリカの都市警察の方式を、極めて狭小な相接し合つてゐる日本の都市町村に当てはめようとする明らかに誤つた方式であつた。若しこれを惡意に解するならば、民主主義、地方自治制度に名をかつて、警察の寸断によるその無力化、経費の浪費、延いては日本国力の弱体化を企てた連合軍の占領方策なりとも断じ得る底の制度であつたことは、識者のひとしく認めておるところであります。(質問じやない、賛成討論だ)と呼ぶ者あり。町村警察の強制が解かれるや、その九割近くが直ちに自治警察を返上してしまつた事実が一切を証明し尽しておるのであります。新しい日本を作るために、新しい思い切つた法令、制度が一応必要であつたといふことはもとより認めなければならぬ。それらが新日本の構成に貢献したことも少くないのであります。が、現実の日本の状況に鑑みてどうしても国情に相応しない制度等は、一日も速かにこれを是正し、日本再建の確固たる基盤を見出さなければならぬといふことは、国民のひとしく希望しておることと信じます。自由党がその警察制度改革要綱に盛つたものも、要するにかかる立脚点に立つたものにはかならないのであります。が、政府の提案した警察法案に關しましては、政府は専ら治安対策の一環として警察法の改正を企て、警察力の能率化を図ることが、この際必要な治安対策であるかのような感を世上に与へてゐるよう考へられます。治安対策の根本義は、もとより各般の施策を以て国民生活の安定を図ることであり、警察法の改正のごときは、ただ現下日本の実情に相応するよう、占領下の制度を是正するものであるといふ我々の警察制度改革要綱の精神は、権力による治安確保に重点を置いてゐるのかのような感

を國民に抱かしてゐるのかの政府の提案と、相當に距離があるように考えられますが、これは何故であるか。本法案の眞の目的に鑑みて副総理から御答弁をして頂きたいと思ひます。

次に、今般の警察法改正について、警察國家への復元という世論が一部に起つてゐるが、これが何に起因するか伺ひたい。(特高警察の復活だ)と呼ぶ者あり。警察という重要制度の改革であるために、反対の少くないことも當然であらうし、我々もいたしましては、ただ観念的理想論の立場から、非民主的とか逆コースとかいふような比喩や反対には、あえて動搖を感じないけれども、國民のまじめな分子の間に、眞個にこの新制度によつて、いわゆる警察國家に立返るといふ危惧を抱くものがあると思はれ、これには我々として重大な関心を持たざるを得ないのであります。政府としてこの点に關して果して國民を納得せしむるに足る説明をなし得るか、極めて不安に堪へません。(疑獄事件の解決がつかんじやないか)と呼ぶ者あり。國民は過去における警察活動に対する堪えがたい嫌惡の情を持つております。曾つての警

一六

国家的責任内閣制の建前から言つて極めて重要な政治的原理の一つであると信ずるのであります。この二つの原理の調和のために、必要な場合政府は大胆率直でなければならぬはずであります。この改正案では、政府は恐らくは世論の誤解を恐れた結果であらうと思いますが、依然あいまい模様のうちに事を処理しておりながら、責任の明確化を云々していると思われまゝするが、この点、政府の御見解をお聞きしたい。事警察に関する問題は、たとえ地方の警察の小さな問題であつても、これが国会に取上げられて論議せらるるということとは、極めて必要なことであると思うのであります。かかる中途半端なあり方の下で、地方の警察に關すること政府には責任もなく、答弁の資格もないという法理的状態にあることは、議會政治における一種の不具であると考えらるるが、政府は治安責任の明確化については更に検討を加へ、單に国家的事件に対する中央指揮というだけでなく、警察全般に關して堂々その責任を議會に負い得る体制を講ずべきものではないかと思つてあります。この点について特に諸方副総理の御答弁をお願いしたいと思ひます。

最後に、本改正の実施によつて、職員の数において三万人、經費において約九十億円の節約を図り得るというのであります。今回の行政整理のし

わ寄せを、本法律によつて専ら警察職員、なかんずく自治体警察職員に課せんとするものであるという説が行われているのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)この点について、若し然らざるものであるならば、然らざるゆえんを明らかにして頂きたい。警察職員にとつては、その国警たる自警たるを問はず、改正の結果生ずる待遇その他諸般の問題には、深い不安の念を抱いているに違ひないのであります。給与その他の措置に關しては法案の中にも詳細規定があり、法相の説明によつても一応の納得を得られたことと思ふのであります。三万人の整理、九十億の節約については、その具体的措置がもとより法案にも示されておらず、説明にもないのであります。職員各位にその面においても不安と動搖を与える必要のないだけの対策があるかどうか、この機会に政府は明らかにして頂きたいのであります。現下の社会情勢に鑑みて、警察職員全般の後顧の憂いなき職身的な職務の執行を期待せざるを得ないとき、制度の大改変が行われるのであり、これらの諸君に別段の不安の念を抱くことなくして新制度に赴かしめなければならぬという政府の責任上からも懇切なる御答弁を期待いたします。

以上、現在問題とせられておる諸点の主なるものについて政府の所信をお尋ねしたのであります。今回の制度の改正が、現下の我が国情において最も喫緊止むを得ざる底の改正で、これこそ我が国再建の重要基盤の一つであることに思ひをいたし、世論の一部にある誤解を正し、真の意味の民主警察のあり方につきまして正しい方向を与へ、法改正の趣旨と制度の内容については、詳細の説明をして、国民に不安と危惧を与えることを避けつつ、政府が確固たる自信を持つて改むべきを改むるこの警察改革に邁進せられんことを希望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

第一の御質問は、警察法の改正の目的はどこにあるのかという御趣旨のうちに承りました。警察法の、警察制度の改正につきましては、御指摘のごとく単に警察力の強化によつてのみ治安対策とすることとを冒してはならないの旨うまでもないのであります。治安対策は政府の総合政策によつてのみ完全を期し得る。かように考えております。

次に、警察国家再現の真意は何かという御質問であります。この法案による制度の改正に当りましては、飽くまで民主警察の理念を基調としたし、警察の管理と運営の民主的な保障を基盤といたして、治安任務遂行の能率化と責任の明確化を図つておるのであります。警察権の執行の制限を更

更したり拡大したりしうとするものではないのであります。この改正によりまして、警察官が職権を濫用したり、人権が蹂躪されるというような心配はないと政府では確信をいたしております。

次に、警察行政の中央集権と地方分権に關して、政府の見解を明らかにせよという御質問であります。警察行政におきましては、中央集権と地方分権とを適度に調和せしめることが極めて重要でありまして、現行制度の完全地方分権に過ぎる制度を改革いたしまして、府県警察を新たに創設いたしたのが今回の法案であります。地方制度調査会の答申は、今回政府の提案いたしました制度の改正の骨子と全く同様の趣旨であります。ただ五大市の市警の問題につきましては今回の制度改正におきましては、その設置を認めなかつたのでございます。今回の法案におきましては、能率的、経済的な運営のため、一体的警察運営のために、その単位を府県に一元化することがどうしても必要であると考へた結果によるのであります。地方制度調査会におきましては、その答申は、主として警察事務の配分という地方制度上の立場から検討された結論でありまして、治安上の見地から検討した場合には、おのずから異なる結論が出ることも止むを得ないというところは御了承頂けると考えます。

次に、政府の治安責任が甚だ不明確ではないかという御質問であります。が、従来の警察制度の下におきましては、御指摘のごとく極めて不明確な点があつたことは事実であります。今回の改正におきましては、治安の責任の明確化を図つたのであります。政治的中立性の確保と地方自治の尊重との間に適当な調和を図つたのであります。要しますに、今回の改正におきましては、国会の厳しい批判を受けながら政府の責任を明確にするということに重点を置いたつもりでございます。

以上お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣大藏省登壇、拍手〕
○国務大臣(大藏省) お答えを申し上げます。

大体副総理から、殆んど全部お答えになりましたが、主務大臣としまして、余り簡略するのも如何かと思ひます。余り重複することを御承知の上で、よくお聞きを願ひたいと思ひます。

従来の占領政策中にございました警察法におきましては、いいところもありまして、国民に親しみやすい警察という感じを与へたことは確かに功績であつたと思ひます。併し御承知のように、警察といふものは、ただ親しみやすいお通りさんというだけでは、任務が果たされないものであります。しつかり犯罪を防止してもらひたい。しつかり犯人を捕まえて、住民が枕を高くして眠らしてもらひたい。こういう別の課題があるのであります。(汚職を捕まえたらいよいよやないか)と呼ぶ者あり)言い換えれば、この双方矛盾した要素を持たなければならぬところが警察法制定のむずかしい点でございます。つまり警察は、しつかりしてもらひたい。併し余りしつかりし過ぎちゃこわい。こういう二つの課題を調整させることが、平たく申せばこの警察法制定の苦心の中心であつたのでございます。警察国家になるのじやないかという心配を相當の知識人まで持つてゐるに思ふから、政府はもつと詳細にその誤解を解くようにという御注意でございました。この誤解の一つは、やはり国警一本化になるのじやないかという誤解から出てゐるのではないかと思います。先ほど提案理由で申し上げましたように、今度は国警も自治警も共に廃止いたしました。府県一本にいたすのでございます。その理由の一つは、御承知と思ひますが、近年犯罪が複雑化したしまして、都市で犯罪が行われれば、その犯罪者は農村地方へ逃げる。農村で行われた犯罪者は都市へ逃げ込むというわけでありまして、警察単位が分割されておりますと、どうも相互の連絡協働だけではうまく行かない部分がありまして、これが輿論の批判的となつておるようなわけでありますから、今度は府県警察一本に

いたしたのであります。併しながら中央から地方の警察に指令する事項は、法律案をお読み願つて頂きたいのであります。ほんの法律には極めて限定された最小限度にいたしまして、あとは地方に任せる。こういう態度をとつてゐるのであります。地方に任した部分につきましては、予算からいへば府県会の公然たる議論の批判的になりまふし、若し警察国家的なことを行ふ警察官は、先ほど申しましたように府県の公安委員会から忽ち懲戒罷免の勧告を受けまして、これは新聞にも出ますし、輿論にさらされて、なか／＼やりにくくなるというところに自然の制約があると思ふ。任命権があるじやないか、長官に「勧告だけじゃ駄目だよ」と呼ぶ者あり。

それから地方制度調査会の答申をどういうふうに扱つたか。副総理からお話になつたようでありまふが、なお附言して申し上げます。当局におきましては、地方制度調査会の答申は、五大都市を府県と並立させよという決議のほかは全部取入れました。尤もこの五大都市の問題は地方制度調査会の行政部会では、五大都市を独立して認めないほうがいいという決議になつておりますので、当局の態度はこの点についても、全然地方制度調査会の意見を真向から反対したというわけでもないでございませう。今申上げたように九分九厘まで

は地方制度調査会の答申をそのまま受入れたわけでございます。

最後に、政府の治安責任が依然不明確ではないか。この問題でございませうが、御承知のように近年いろいろの事件が昨年起りまして、誰が一体最高責任をとるのか。私は御指示のようになつたが、御承知の通り、責任問題について明瞭に、或いは国会に了解を求めるというふうなことをやつておりますが、実は私自身の担当大臣としての責任も余りつきりしてないわけでございます。そこで今度はその点を勘案いたしまして、国務大臣を以て国家公安委員長を兼ねることとしたわけですが、これは昨年の改進黨の原案とも偶然合つてございませう。ただ松岡さんの御指摘がありましたのは、それじや国務大臣たる国家公安委員長がもつと権限を持つてはどうだ、少しそこを遠慮し過ぎるのじやないかというお話を致しましたが、余り国務大臣が国家公安委員長として万幸、自分の思うように采配するということになりますと、やはり国民の心理が警察国家だというふうになりますので、先ほどの松岡さんの御注意も勘案いたしまして、この点は或る制約を国家公安委員長の権限のうちに加えた次第でございませう。

もう一つ御心配の点があつたのであります。それは警察職員に身分給いは整理の方法、その他修給の方法をどう

するか詳しく述べろということでございます。御承知のように今般の改革に際しましては、警察職員も身分が変ります。御指示の通りに四年間に三万人減少させることになつております。これは政府の行政整理の根本政策にも順応したものでございませう。ただ一時に余り減らしますと、警察の効率にも関係いたしますし、又職員の心理状態にも不安を与えますので、初年度は一人、二年、三年のうちに二万五千人、最後の四年目に五千人減らします。これは御承知の通りに警察の事務というものは非常に細かいものでございまして、自然退職者が毎年数千人あるものでございませう。この自然退職者の数とも勘案いたしまして無理のない合理的な基準によつて整理をいたし、特に今の自治警察の職員のほうへは、寄せて、そつちを目立たないようになさんだん多く退職させるといふやうなことは、これは全く不合理なことになりますので、極力この点を公平にやるつもりでございませう。又御承知のように今自治警察の職員と国警の職員は給与が大分違ひます。多い所では一万四千円違うと思ひます。そういう点は今度どうするか。府県単位の警察になりますと、府県職員としての給与の水準を一定させます。ところが勿論今の自治警察の諸君の月給は、府県職員としての水準より多いのであります。その差額は全額調整金を以て別に賄ふこと

にいたしますが、併し恩給は改正がないときと同じ方法で通算して不安を与えないようにいたすつもりでございませう。この点は御了承を願ひたいと存じます。

以上お答えをいたします。(拍手)

○議長(河井道八君) 小林武治君。

「小林武治君登壇、拍手」

○小林武治君 私は只今議題となりました警察法改正案につきまして政府に對し若干の質疑をいたします。

終戦後、警察機構が根本的に解体されたことは、日本を過度の警察国家から解放させることを目的としたものでありまして、その考え方は一応諒すべきものがあつたのであります。併しその実施されたものは、或いは警察民主化の美名に隠れ極端にこれを細分化し、或いはこれを支離滅裂とし、殆んど警察の機能を弱体化させたといふことはまぎれもない事実であるのであります。このために国民は生命財産の保全にすら不安を感じたことは我々の記憶に新たなることであると思ひます。政府はこれらにつきまして過激な若干の修正をいたしたのであります。ところが、これは姑息の域を

あきまゝ、なおこれは姑息の域を越え、或いは広い地域に亘る犯罪捜査上の不手際等、幾多の欠陥を露呈しているのであります。なお又自治

体警察のごときは、ややもすれば公安委員会等の無為無策のため民主化とは名のみにして、却つて警察長らの独善官僚化を招いているものもあるでございませう。選挙の取締り或いは地方的スキヤンダルの摘発等につきましても、徒らに事なかれ主義に墮しているきらいがあると思はれるのでございませう。又地方の理事者に勇断がないために自治警察職員の待遇の行き過ぎとか、或いは機構の水ぶくれ、或いは又一般経費の放漫等のために地方の財政は危殆に瀕しているのも一つの事実であるのであります。又自治警察のために警察官の異動、交流等が不円滑である。或いは人事に對して理事者の優柔不断等のために、警察業務のような特に相當肉体的条件と精神的気魄とを必要とする組織におきまして、却つて動脈硬化の現象さえ見られるのであります。私はこれらの観点からしまして、このたびの政府の改正案は大筋として一応これを諒するものであります。併しながらこれが改正に當りましては、飽くまでも慎重を期すべきことは勿論のことでありまして、徒らな復古や復元は最もこれを戒めなければならませぬ。即ち世人が最も恐れておるのは、往年の警察國家の再現であるのであります。

私は、かかる懸念からして、先づ第一にお尋ねいたしたいことは、権力の過度の集中の問題であります。警察組

職を或る程度集中し、その規律、活動を規制することはもとより必要なことであり、その必要が、その過度集中は特にこれを戒めなければならぬと思うのであります。即ち終戦後の日本の政治組織というものは国家権力の分散によるチエック・アンド・バランスの方式を採用したと言われているのであります。が、実際に言われているのは、総理大臣に権力が極端に集中しておるといふことは周知の事実であるのであります。而も、この警察法の改正によりまして、更に権力を集中せしむるきらいがないか。こういうことであるのでございませう。即ち、国家公安委員会の委員長に、総理が自由に任免し得る國務大臣を充てるがごときこと、又警察庁長官や警視總監等の任免につきまして、単に国家公安委員会の意見を聞くにとどめるようなことは、にわかに賛意を表し得ないところであります。が、あえてこの筆に出なければならぬとするならば、その理由につきまして、とくと政府の御所見を伺つておきたいのであります。

第二に、戦後の警察民主化は、その弊はともかくとして、只今もお話のありましたように、警察を平民化し、明朗化し、又これを開放して、住民をして親しむべきものとした功績はこれを認めなければならぬのであります。従つて、この長所、美点は、あくまでこれを存置助長すべきであるのであります。が、これがためのいわば保障とも言ふべき公安委員会の活用は本案の眼目でなければなりません。(そうだと呼ぶ者あり)然るに、国家公安委員会にしても、又府県公安委員会にしても、ややともすればこれは単なる飾り物であり、警察民主化を見せかけるための道具ではないかというやうな印象もなきにしもあらずであります。もとより、公安委員会の資格制限を撤廃して、広く有識者を任用し、警察長の任命、その他警察の運営等につきましても、公安委員会の活用、又その自主独立性等につき更に一段の工夫があつて然るべきものと思ふのであります。

第四は、警察費の問題であります。即ち今次の警察法改正は、警察経費の合理化、効率化もその目的の一つとするものであるであります。が、府県警察の設置に当りまして、経費の算定に適正を欠くやうなことがありました。ならば、警察機能に重大なる支障を及ぼす虞れがあると思ふのであります。が、これに対して果して十分なる財政的裏付けをしていくかどうかといふことを伺いたないのであります。

第五は、この警察法改正案におきまして、今後政府は警察を往年の政治警察、思想警察に留めしめないため如何なる心構えをしておられるかといふことであるのであります。前述いたしましたように、警察制度の改正で国民が最も恐れておられますことは、個人の政治活動や思想に対する不当の弾圧であります。我々の懸念いたしますのは、戦後の警察官は、戦前に比べてまして、却つてますます専門化しておるのではないかと思ふのであります。一般警察官は別といたしまして、警察官幹部につきましては、戦前或いは以前におきましては、他の分野との人事交流も行われ、幾分一般常識の注入も行われたのであります。が、戦後におきましては、警察官幹部はますます専門化され、その狭小なる視野と過度の職業意識とは、ややともすれば警察の反動化、又官僚化が憂慮されるのであります。即ちこれが防止につきましては、単に法律文の上でなく、政府はよほどの用意と施策があつて然るべきと思ふのであります。が、私はそれらのものの一端として、全国的警察関係諸学校の教育内容につきまして、単に警察官の訓練にとどまらず、広く一般的社会的関係の常識、知識を涵養する特別の工夫も必要であらうと思ふのであります。が、これらの点につきましての御所見を伺つておきたいのであります。

第六に、この警察法改正案は、警察法の改正案の七十条にありますが、総理大臣の緊急事態の布告の問題であるのであります。これは国家公安委員会の委員長に國務大臣を充てることにより、いさゝかの異論があるのにも鑑みまして、この事態の布告を単に国家公安委員会の勧告に待つばかりでなく、緊急の場合にはその事後承諾を以て必要があるかないかといふことを伺つておきたいのであります。

第七に、警察官の給与の問題であります。只今お話がありましたように、現在自治体警察と国家警察との間におきましては、その給与に著しい不均衡のあることは公知の事実であります。これが是正は必須のことであり、事はいさゝか警察官の士氣にも関係することであり、如何に調整されるか、その方針も承つておきたいのであります。只今のお話では、自治体警察の高いものは何らかの調整を施すと言われているのであります。が、数年前の同僚が今日におきまして非常な給料の差額があるといふこの低いほうの部面に対しては如何お考えになつておられるか。このことも伺つておきたいのであります。

私は最後に、本日総理がおられませんが、やむを得ず副総理に伺つておきたいのであります。即ち治安の確保につきましては、警察の能力につきましてはおのずから限界があるのであります。それにはどうして政治或いは社会の元を正さなければならぬと思ふのであります。即ち、政治への国民の不信が如何に悪影響を治安に及ぼすかといふことはわかり切つた問題であるのであります。昨今国会内外に取沙汰されておるがごとき事態は、誠に我々の遺憾とするところであります。治安の基盤は常に政治の公明であり、又その清潔さでなければならぬと思ふのであります。最近の事態に對しまして、又これらのことに対して政府は如何に考え、又これに如何に対処される

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その二) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(趣旨説明)

としておるか。その所信をお伺いいたしておきたいと思うのであります。
以上を以ちまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

第一の御質問は、本改正案によると、総理大臣に過度に権力が集中しやしないかという御質問でございますが、今回の改正によりまして、警察権がすべて総理大臣の手中に握られてしまふ、或れということとは政府としては考へておりません。警察行政につきましても、その中立性を維持する建前から、総理大臣の所轄の下に合議機関としての国家公安委員会を置きまして、警察を管理せしめておるのであります。総理大臣がみずから警察権を掌握するものでないことは、これは御了承の通りであります。委員長は国務大臣を以て充てる趣旨も、一つには、国家公安委員の意思が内閣の行政にもよく反映し、内閣の治安に関する最高の責任の遂行に遺憾なからしめる、又その半面、政府の治安に対する国家的な考え方が、国家公安委員の中正な判断によつて濾過せられた上、警察の運営の上に具現されるようにしたのであります。総理大臣が警察権を一手に掌握して、強大な権力を振おうという意図は全然持つていないのでございます。

それから改正案によると、警察が政治警察、思想警察に逆戻りすることを、国民は恐れておるといふ御質問であります。この改正につきましては、警察の政治的中立性を保障するためには、特に慎重な配慮をいたしておるのであります。御心配になりますようなことは全然ないと考えております。それから最後に、治安の確保のため、警察力には限界があるが、政治の公明についてどう考へておるかという御質問であります。もとより治安の確保を警察力のみに依存するといふ考へは毛頭持つておりません。民生の安定充実といふことは、治安の確保の上からも最も重要なことであり、政府といたしまして、これを政治の基調としておるような次第であります。又政治が公明に行われなければならないといふことにつきましては、小林さんの御意見と全然同一の所信を持つております。

以上お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

○国務大臣(犬養健君) お答えをいたします。

先ず最初に、公安委員会制度といふものは、形はきれいだけれども、飾り物になりやすい。その点をどういふふうに今度抜排しているかという御質問でありましたが、如何にもこれは根本的ないふ問題を含んでおります。説をなすものによれば、日本人が一体

委員会制度といふものをうまく運用できるかという根本的な問題もあるようでございますが、併し一方においては、絶えず国会からも御批判がおりますように、中央集権化の過度の行き過ぎといふことに制約を与えるのは、何といたしましても、国民が選んだ公安委員会がチェックするといふこの作用は、やはり存置すべきであるといふ結論に達したのでございます。併し御指摘の通りに、従来公安委員会の人たちの資格の制限が厳し過ぎまして、例へば二十何年前にちよつと官吏をしても、もう公安委員になれないといふのでは、余り厳し過ぎるのではないかと結論としては、よく悪口を言うのでありますが、公安委員はお医者さんと宗教家だけにたつてしまふ。勿論お医者さんも宗教家も、公安委員として非常に立派な人が多く、私も敬意を表しておりますが、警察にとつてけむたい存在になるということになりまふと、やはり別の角度から、別の社会から経験のある人を探り入れたほうがいいのじやないか。こゝういふ意味で今般公安委員の資格を拡張しました。ただ警察官と検察官の前歴のある人に関しては、これはやはり遠慮したほうがいいだろう。こゝういふことになりまして、こゝういふ方面から、小林さんの御心配の点を是正いたしましたと思つております。

それから副総理もお答えになつたやうでございますが、中央集権化を小林さんは御心配になりまして、その結果として、総理大臣が警察長官を任命するときに、国家公安委員会の意見だけを聞いて、地方の公安委員会の意見を聞かないといふようなことでは、どうなんだろう。こゝういふような意味に承知いたしました。この点いろいろ衆議院でも御質問があつたのでありますが、私はこの国家公安委員会が、人事について警察長官或いは総理大臣に発言します根拠としまして、絶えず地方の公安委員会と定期的な連絡会を開いてもらうようにいたしたいと思ひます。地方の公安委員会の御意見だけではないのではないか、殊に警察本部長の任免については、そのほうがいいのじやないかという御意見も一部にあるのでありますが、忌憚なく申し上げますと、地方の人は、郷土愛が強く非常に結構なんでありまして、つゝその立場からだけ人材をお選びになりますと、近代警察事務といふものは、国家全体に拡がる部分もありまふので、国家全体の立場から、何県の本部長はこゝういふ人がいいのではないかとこゝういふ立場からの発言も必要だと思ひまして、かようにいたしました次第でございます。

それから順序が少し狂うかも知れませんが、警察の権限強化のためには、機構の簡素化が必要である。然るに管区警察局、前の管区本部を依然として置くのはどういふわけであるか。こゝういふ御質問でありまして、これも昨年来の懸案でございます。この管区本部、今度の名前で管区警察局といふものを依然残すのは、屋上屋だといふようなお感じを持つたかも知れないのであります。これは御承知のように、近年の暴力主義的破壊活動の状態を見ましても、一つ場所だけ起るとは限らない兆候がありまして、いわゆる同時多発的な騒乱事件といふものを、治安の責任の立場からは予想してかかるということが、国民に対する責任だと思ひます。又この間の風水害のようにほろ／＼の県に同時に襲うといふような場合には、県単位だけの指令事務ではうまく行かまふので、例へば佐賀県に騒乱事件が起る、大水害が起る、長崎県に、お前、応援に行つてくれといふ場合、長崎県も長崎県が可愛いですから、自分は成るべくこゝを守りたい。こゝういふことになるのであります。それを、いや、やはり行つてくれ、長崎にはさういふことは起らんとする、手が届くには遠いのであります。その教訓を中間ブロックとして持つておる中心のステーションといふものが必要だと思ひます。この意味で通信、鑑識、教育のブロック・センター、殊に有線、無線の警察通信といふものが、これは警察の命であります。そのセンターを管区本部、今度の管区警察局に持たせよう。こゝういふ考へでございます。実は屋上屋といふ

ことにはなつてないと考えておる次第でございます。

が、これは全力を挙げてその方向へ持つて行きたいと思つております。

それから今度の改正によつて、警察官職階がだん／＼専門化する。どの役所でもそういう傾向が実はありますが、そうやつて結局官僚化してしまつて、それでは動けなくなるのではないか。これは全く私も御同感でございます。ここで例を引くのはどうかと思ひます。が、戦前、戦争中の日本の軍人の教育といふものが専門化しまして、社会人として通用しにくい人が少からずできたといふことを手本として、十分考えなければならぬと思ひるのでござい

それから國務大臣を以て国家公安委員長に充てる問題について、小林さんは松岡さんと御反対の方角の御心配をなすつておられるのでありますが、その意味で先ほどお答えしましたように、責任の明確化という点において國務大臣を以て国家公安委員長に充てましたけれども、この國務大臣が国家公安委員長になつて、何でも實際上指令してしまふというのでは、これは御心配が御尤もとなりますので、いろいろ批評はありますけれども、あえてこの国家公安委員長は表決権を持ちません。委員間の賛否同数の場合に初めて採決権を持つようにして、権限に制約を与えた次第でございます。

そこで劇とか音楽とか、いろいろ／＼なものを習わなければならぬといふ制度があるのを知つて、深く感動をいたしましたわけでありませう。警察のほうでも、初めての警察官になる初任教養の期間が従来は六カ月でありましたのを、今度から一年にしたいと思ひます。又警察大学の幹部教育も六カ月から一年にする。それは先ず人間として、街の国民に親しみやすい人間を作る。そしてその人間らしい人間になつたものの分担当警察事務である。こういう順序でやるような方針を長官初めとつております。なか／＼口で言ひはど実はいま／＼行かないかも知れませ

それから警察官の給与、今まで高い自治警が府県警察となつても、依然として差の部分は全額調整金として保障する、それはわかるが、低いほうはどうするのかわからない話であります。これは結局ベイス・アップによつて、高いほうの人に追いついて行くという作用以外にはちよつと方法がないのであります。誠に御気の毒であるが、旧国警の職員にはベイス・アップを来しみにして頂くは方法がないと思ひます。

昭和二十九年二月十七日 参議院會議第十号(その一) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(題旨説明)

とで事務的に承諾を求めてもいいではないか。緊急事態の如何によつては、そういうほうがいいと思はれるものもなきにしもあらずでございますが、やはりこれは、人心の安定という意味からも、国民が選んだ国家の公安委員会に、責任の明確化という点において國務大臣を以て国家公安委員長に充てましたけれども、この國務大臣が国家公安委員長になつて、何でも實際上指令してしまふというのでは、これは御心配が御尤もとなりますので、いろいろ批評はありますけれども、あえてこの国家公安委員長は表決権を持ちません。委員間の賛否同数の場合に初めて採決権を持つようにして、権限に制約を与えた次第でございます。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○小林武治君 只今、府県の性格をどうするか。こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○小林武治君 只今、府県の性格をどうするか。こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

○國務大臣(堀田十一郎君登壇、拍手)
〔國務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕
今度の改正によりまして府県に新しく追加で需要が増加すると考えられますものは、総額で三百十五億といふ算定になつております。そのうち市町村のほうはなくなりますので、市町村から移管できますものが二百十億程度あると考えられますので、新たに百五億を二十九年度の財政計画の中に追加で見込んでゐるわけでありませう。その中に、先ほどからお話のありました恩給費の増加六億、給与の調整のための十億、退職金の引当七億五千万円、それらのものも含んでありますので、一応これでやつて行けるのではないかと、こゝろを考へ方をいたしてあります。

いたしまして、警察法案に対し吉田總理並びに閣僚大臣に二、三の質問をしようとするものであります。

〔議長退席、仮議長着席〕
過ぐる第十五国会で、政府は占領政策是正の方途として、警察法の改正案を提案したのであります。これは国会は勿論、関係諸団体、一般世論の猛烈な反対に会ひまして、その通過も危ぶまれておつた、その節たゞ／＼あの不当解散によつて流産したことは、御承知の通りでございます。

今回は、当時の案に多少改訂を加へまして再度提案したのであります。その内容は、単に二、三層替りした点があるだけでありまして、前回の案にも増して警察の中央集権の強化が見られるのであります。従ひまして民主主義の一切を断圧、制限し、戦前のような警察国家が再現される要素を多分に持つてゐることは、前回同様なのであります。

政府は、近來占領政策の是正に藉口して、持ち前の保守反動の政策を實現しようとしてゐることは、蔽うべからざるものと考へられるのであります。我が国の民主主義の生命ともいふべき各種の法律、各種の制度を次々と改廢して、戦前の国家体制に復元しつつあることは、幾多の事例によつて明らかであるのであります。即ち、憲法の解釈をほしきままにして保安隊を創設したのであります。これが今まさ

○若木勝藏君 私は日本社会党を代表して、警察法案に對し吉田總理並びに閣僚大臣に二、三の質問をしようとするものであります。

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その一) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(題旨説明)

に自衛隊に改変され、名実共に軍隊の實現を図らうとしてゐるのであります。すでに労働三法の改悪と被防法の制定は、労働者の労働基本権、国民の基本的人權を脅かしてあります。更に全国選挙管理委員会を廃止いたしまして、選挙管理権を政府が握り、地方財政委員会を廃止して、政府の諸機関とし、今又、地方自治の骨を抜く行政の機構改革を行わんとしておるのであります。

このようなことは、右手に陸海空軍の束縛を握つて、権力支配を固め、左手に選挙管理権を抑えて、政權の維持に備へ、腹中に地方自治を併呑して、中央の支配をほしきままにしようとするものであります。まさに軍国主義的独裁政治に移行せんとすることを示すものであると言わなければなりません。(拍手)

私は先日ニューヨーク・タイムスに、「最近の日本は急速に占領中に禁止され或いは望ましくないと考えられていた諸制度を復活する方向に動いてゐる。逆コースの傾向として、占領下に確立された地方自治制度は徐々に廃止され、中央集権化の傾向が強くなつてゐる。県知事の中央政府任命制度を復活しようとする動き、或いは今議院に提出されようとしている自治体警察廃止の警察制度改正案などはそれである。経済界でも、解体された財閥が復活し、旧制度に戻ろうとする動きが目

立つてゐる。社会生活の面では神道の復興に逆コースが見られる云々」といふやうな、日本の逆コースに関する論評が出てゐるというのを知つたのであります。昨日の読売新聞にも、今回の警察法案並びに教職員の政治活動制限法案についてアメリカの各新聞が広く意見を割いて紹介論評しておる。その論評は、概して吉田政府の措置を非難したものであるということが報道されておるのであります。このように政府の作りつあるところの体制が日本の反動化として国際的にも輿論の高まつてゐることは、現下の国際情勢上我々の重視しなければならぬところであると思ふのであります。

今回政府の提案した警察法案は、現行法制定の精神を抹殺してしまつてゐるのであります。御承知の通り戦前、戦時を通じて持つておつた我が国の警察は、世界にも稀に見る中央集権化された軍事的、封建的なものであつたのであります。国民のこゝろを占めた迷惑や受難は枚挙にいとまのないほどであります。現行法はこういう警察を解体して真に民主的な警察とすることに努めたのであります。然るに改正案は、政府が警察権を握つて何でも自由自在にすることができるようになつてゐるのであります。その点において旧制度以上のものがあると見られるのであります。今回の改正は一方には強力な権力を持つ保安隊と連動いたしまし

て、一方では教育の中立維持の法案によつて教職員の教育活動を極度に制限し、教育基本法の精神を蹂躪して、戦前のごとく教育を国家統制の下に置いて、国家主義的愛國心を吹き込むことと並んで、この独裁体制の完備を策とするとともに改正の動機があるのではないかと疑問を抱くものであります。その点について伺ひたいのであります。これは更にニクソン副大統領の言明からも推測されるように、アメリカの世界政策の破綻、転換によりまして、対日政策が占領当初の非軍事化、民主化の方針から、防衛基地日本の建設に変わり、講和後においては、安保条約、行政協定、果てはM.S.A援助に構想されるように、憲法改正、再軍備の要請の気配を見るに至りまして、吉田内閣の諸政策はこれに従属する一途に出ておる点、又曾つて歐洲における独裁国家の下にあつた警察が、自由主義を弾圧し、思想、言論の自由、学問の自由等の剝奪或いは制限に駆使されておつた歴史的事実に照し合せまして、一層その感を深くするものであります。

吉田総理はこれまでしばしば憲法は改正しない、再軍備はしないと曾つておられますが、それが本当に空言でなかつたならば、政府の政策は新憲法による平和国家の建設に向つて立案され、諸制度の改廃はこの基軸に立つて行われなければならないはずであります。

この意味におきまして、特に国民の権利と自由を保護する警察制度は、少くともイギリスに見るように、住民の意思を反映することを基本原則とするに十分なる考慮が払われなければならないのであります。これこそは戦後十年、もはや新憲法の下に民主的教養と経験を積んだ国民大衆の良識の望んでやまないところでありまして、然るに今回の改正案は、政府の施政方針から見まして、又法案の構想から見しても、場合によつては民主主義日本の性格の変更に一役買う警察法であるかに見えぬのであります。この点について吉田総理の所見をお尋ねしたいのであります。

私は更にこの点を本案の内容について所管の大藏事務大臣にお尋ねしたいのであります。

先ず第一に、今回の改正におきまして、現行警察法にあつた前文を抹殺したことでありまして、御承知の通り前文には、国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神と地方自治の真義を推進する観点から、国会は国民に属する民主的權威の組織を確立する目的を以てここに警察法を制定すると宗旨を掲げてゐるのであります。これが、これこそ過去の封建国家の支柱となつてゐた警察権力を排除して、新憲法に基づく民主国家の建設に、明確にして具体的な指標を打立てたものでありと考へるものであります。政府は今

1111

回の改正を機会にこの前文を削除したのであります。その真意は民主政治を據つて地方分権を弱め、漸次中央集権の国家体制に移行せんがため、民主的な警察の否定を標榜したものと判断せられるのであります。特に地方自治の真義を推進するといふ重要事項を捨てて顧みないことは、この間の消息を最も雄弁に語つてゐるものと思ふのであります。このことは、従来弱小町村がその財政負担に堪えかねて警察の維持を放棄しようとした際、自由党政府は財政を援助してこれを育成するといふ途をとらず、これをよいことにして国費に吸収することに専念し、当初千五百六十四あつた自治体警察が、現在僅かに四百一に減つておる事実を照し、その意図のほどがはつきりと窺われるのであります。これに對し主務大臣の所見をお尋ねしたいのであります。

第二に、私は警察機構について伺ひたいのであります。今回の改正における警察機構の要点とするところは、中央機構として國務大臣を委員長とする国家公安委員会を置きまして、国家公安委員会の管理の下に警察庁を置き、内閣総理大臣の任命するその長官は、警察庁の所管事務について都道府県警察を指揮監督するようになつてゐるのであります。次に地方機構としては、都道府県に都道府県警察を置いて、国家地方警察と市町村自治体警察を廃止す

か。私は今回の改正案は官僚支配に基
く、この強い中央一本化の機構からで
きておることを考えるとき、いよ／＼
政府が地方分権を弱め、中央集権の固
家体制に移行せんとするため、民主政

眞義を推進するどころか、地方の行政は全く政府の手中に落ちてしまふことは明白であります。更に、中央に警察庁をおき、内閣総理大臣の任命する警官が、治安事務について府県警察を統

(拍手)
次に、今回の改正で、警察庁長官、都道府県警察の長或いはこれに相当する警視正以上の高級職員が国家公務員であり、而もその任免は総理大臣を要する。

ります。今回の改正案は、以上各方面の観点から検討してみまして、警察の私兵化するところの要素を多くに持つてゐるようによ考えられるのでありますが、政府が眞に我が國の将来

ものであり、従つて警察のあり方も又この間にありまして国民の自覚を以て、その希望と期待に副い得るものでなければならぬと思うのであります。現行法は前文にも明確になつて

昭和二十九年二月十七日 参議院會議第十号(その一) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(趣旨説明)

る通りこの精神に立つてゐるのであります。

かかる観点からいたしまして、私は自治体警察こそ、最もよくこの精神を具現する組織であると思ふのであります。と同時に優秀なイギリスの制度に学ぶべき多くのものがあることを考えるものであります。併しながら民主主義は、先進国の例にも見るように、一朝一夕にして達成されるものではありません。特に我が国のごとく、永年封建制度に馴らされておつたものが、にわかに民主主義を体得し民主的の運営に習熟し得るものではないのであります。まして、これは相当の時をかけて育成しなければならぬのであります。特に警察制度のごときは、旧時代のあり方から脱皮することは、他と比較にならない努力を要するものであります。然るに政府はこの努力を捨てて、民主主義の無理解から、一気に封建の昔に帰らんとする保守反動の一派が、自治体警察は能率が上がらない上に責任が明確でない、経費もかかるとして、自治体警察の廃止を叫んでゐる声に乗つて、治安確保の要諦は民生の安定にあることを弁えず、龐大な再軍備予算を組んで、国民を塗炭の苦しみ追い込み、これを敵に廻わして取締るがごとき、権力集中の警察を作ろうとしてゐることは、本末を誤るも甚だしいと言わなければなりません。(拍手)併し政府は、都道府県警察は最も能率のよい、経済的な自治体警察であると抗弁するかも知れませんが、それは全くのごまかしでありまして、重要な人事権を持たない案山子のような公安委員会が、どうして都道府県警察を健全な自警として運営できるでございましょうか。今回の案では、その機構から見まして、明らかに国警の地方組織であります。而してこれは都道府県の性格を国の出先機関に変更し、更に知事を官選にする構想と一連の繋がりを持つものであります。行政の中央集権化、権力の集中化の布石としたところに狙いがあると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

この点に対して法務大臣の所見をお尋ねしたのであります。

最後に、私は塚田自治庁長官に伺いたいのであります。現行法の前文にも、警察は、地方自治の真義を推進するための制度であることを明らかにしてゐるに、地方住民の福祉を主眼とする地方行政において、住民の保護の任に当り、これと密着するところの自警を放棄することのできないことは、従来自警を廃止するには住民の投票を必要とする規定しておつたことから考へても首肯されるのであります。従いまして、自警は自治体の固有事務でなければならぬ性質のものであると思ふのであります。この点において、民主制度の発達しているイギリスにおいて、地方公共の秩序の維持

は、地方自治団体の固有事務であり、自治体警察を以て本体とし、住民固有の権利を守らうとしてゐることは、地方自治の本旨に即するものであると考へるものであります。

大臣は自治庁長官として、住民の日常生活に直結し、交通の安全、青少年の保護、衛生、教育、災害救助等、一般自治行政に緊密な連繋を持つてゐる自警を廃止して、責任を持つて自治行政を推進することができるとの信念をお持ちであるか。この点についてお尋ねしたのであります。

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

警察法の改正につきまして、いろいろ御批判を承りましたが、政府の構想につきましては、法務大臣の法案についての説明、又先ほど来私から説明いたしましたところに、もう大体尽してゐると思ひますので、重ねて申し上げます。これを要しますに、政府といたしましては、現在の治安状況に照し、警察の効率化、責任の明確化を期する上において止むを得ない結論といたしまして、今回の改正案を立案したような次第でございまして。

ただ御意見の中に、政府は右に警察、左に保安隊を持つて、何か独裁政権を作らうとする意図があるのではないかと云うようなお話がありました。が、そういう考えは勿論政府にござい

ません。現在の国会におきましては、憲法の下に弾劾権を持つておられまして、政府の非違に對しましては、国会はこれを弾劾することができ。又仮にその弾劾権を行いませんでも、四年ごとに或いは六年ごとに総選挙がある。その制度の下におきまして、お話しになるような独裁権の確立というような心配は絶対にない。(拍手)

今日の民主主義の下におきまして、政府といたしましては、やはり国会の蓋印の上に、その行政権を行はする責任を果します上には、何といたしましては、政府の信託と権限を持つ必要がある。この警察の運営につきましては、勿論政府といたし全の注意は払わなければなりませんけれども、併しながら、私はこの警察法の改正があるが故に、政府が何か非常な独裁的なことを行ふであろうというふうにお考えになるのは、これは国会みづから卑下なさり過ぎるのではないかと考へます。(拍手)

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕
○国務大臣(犬養健君) お答えをいたします。

先ず第一に、現行法にあつた前文を削除したのはどういふわけか、あの前文には、民主主義理念が非常によく謳つてあるではないか、こういう御質問でございまして。これは主として法務局の立法技術の問題にもなりますけれども、(技術じやない)と呼ぶ者あり)我

私の考へとしては、成るべくこれからできる新しい法律には前文というものはやめて行こう。こういう考へがございまして。そういう意味におきましてこの前文を削除いたしました。御異論があるかも知れませんが、我々としては、第一章總則のうちの第一条、第二条にこれを移植して讀つてあるつもりでございまして。

それから自治警察をだん／＼こう榮不長にして、いよいよ参つたときに国警に取上げるといふ方法をとつて来たのではないかと云うことでございまして、勿論そういう考へはございせん。そうして今、国警も自治警も共に廃止しまして府県警察にする場合に、果してこの自治警のほうが榮不長失調で、もう参つておるか申しますと、比較してみますと、給手その他ではむしろ榮不長のいいのは自治警察であります。その榮不長を落さないで、旧国警側の榮不長の少いのは暫らく我慢してベス・アップを待つ。こういう方法をとつておる状態からも自治警が榮不長失調である、計画的な政府のそれは犯罪行為だといふことは、少し御批評が当たらないのではないかと云うのでございまして。

それからこの警察庁長官は総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いてきめ、警察本部長は警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いてきめて、一本筋に縦に警察国家の大骨が通つてゐる

のではないかといいことでござい
す。これはつまり警察本部長というの
は、見知らぬ他郷に赴任するのであり
まして、そこにはその府県の伝統風
を熱愛する府県民が待つて眼を見張つ
て監視しております。更に先ほど申上
げましたように、予算に関しては府県
会の、これは各党派網羅しておる議員
が公然と府県民の前で警察のなすこ
ろを批判いたします。又先ほど申上
げましたように、地方の公安委員会は
気に入らないとあれば、いつでも懲戒
罷免の勧告権を発動することができま
す。そうすれば輿論の表裏である新聞
はこれを書き立て、不埒な行跡のある
警察本部長というものは、その他郷に
おいて居たたまれない。多勢の府県民
の中に一人入つてゐるのでありますか
ら、郷に入れば郷に従ふといふことを
呑み込んで行かれませんとなく、動ま
らないのであります。油断のできな
いものでございす。この輿論の厳正
な批判というものを勘定にお入れにな
らないから、そういう御質問が起るか
と思ひます。

それから今度公安委員の資格の制限
を緩和するといふのは、政界の支配を
強めて行く下心ではないだらうかと
いう御心配でございす。これは警察
法の中に謳つてございす。これは中央の
国家公安委員会の委員は同一政党に属
する者は二人だけにしてあります。そ
れから地方は一人だけにしてございす

す。こういうわけで余り同じ政界員が
幅を利かすといふことは十分注意深く
制約してあるつもりでございす。さ
ら、さう御承知を願ひたいと思ひま
す。

それから各都道府県の警察本部長と
警視正の若干名が国家公務員になると
いうこと、これが警察国家の本筋を暴
露しておるものではないか。こういう御
趣旨であつたらうと思ひます。これは先
ほど申上げましたように、今度御審議
を願ひます警察改正案の第五条として
法律に明記して、中央の警察庁が扱う
業務を極めて限定してございす。こ
れは法律に書いて印刷して皆様を通し
て国民に約束する中央警察庁の任務制
限でございまして、これを守らなけれ
ば我々は政府としての責任は保てない
と思ひます。さて大仕掛の破壊活動や
各県に亘る大風水害とかその他の災
害、こういうものを扱います場合は国
家的な事務として、本部長並びに一県
大体四人ぐらいが国家公務員になりま
すが、それが国家的事務を担当いたし
まして、あと御心配の一般犯罪や何か
は全部地方色に染まつた地方の警官に
やつてもらうでございす。

を申上げる次第でございす。(何が
難癖だ「難癖とは何だ」と呼ぶ者あ
り)

それから自治警察を廃して、地方自
治の推進が十分できるかといふこと
でございす。これは誤解に基くもの
と思ひます。というのは今度は自治体
警察を廃して国警一本にするとは誰
も申しておりませんのでございす。さ
から、国警並びに自治警を共に廃し
て、府県一本の単位の警察にいたすの
でございす。これは自治体たる府県
の機関たる警察になるわけでござい
す。それから自治体警察を廃止するとは申
せないと思ひます。

最後に、都道府県警察は府県の性格
の変更や知事官選の構想とひそかに関
連があるのじやないか。こういうこと
でございす。知事官選の構想を想像
して警察法案を練つたことは曾つてご
ざいせん。これは明言申上げたいと
思ひます。(拍手)

〔国務大臣塚田十一郎君登壇、拍
手〕
○国務大臣(塚田十一郎君) お答え申
上げます。
国の或る行政事務をどの団体のどの
段階においてやらせるかといふこと
を、私はいろいろ観点からやはり検
討しなければならぬと思ひのであり
まして、今までの警察は御指摘のよう
な形でやつて参つたのでありますが、
やつて来た経験に徴して、いろいろ警
察本来の目的に適當でない点があると
いふのでこの改革を考えたのでありま
す。私は、警察事務には自治団体的な
性格があると同時に国家的な性格もあ
る、そこで今度あたりのやり方が一等
適當であるのじやないかといふ考え方
をいたしておるのであります。それ
だからと言つて、自治行政ができなく
なる。そういうような考え方はいたし
ておりません。(拍手)

えで答弁されるということは、我々
としては誠に遺憾に堪へないのであり
ます。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり)

曾つて大憲法務大臣も、国家警察の彈
圧を受けた経験のあるあなたが、今國
務大臣としてそういう考え方から警察
法の問題を論じられるならば、我々は
この大憲法務大臣の答弁に対しては
も信頼することができないといふ結論
を持たなければならぬのでありま
す。(その通り)「その通り」と呼ぶ者あ
り)曾つて自由主義者として大憲法務
大臣がとつて来られた行動に対して
も、議員の言論に対して難癖をつける
といふようなことは、率直に取消され
るのが当然であらうと考へるのであり
ます。(拍手)

我々は最近の政府の方針を見ており
ますと、漸次、反動、逆コースの方向
に進みつつあるように考へるのであり
ます。即ち政府はM.S.A.の受入れと再
軍備を究極の目標とする保守反動の態
勢を固めるために一つ／＼の立法や法
律の改正を積み上げてゐるとしと思へ
ないのであります。

今国会に提案されようとしてゐる教
員の政治活動禁止の問題といひ、この
警察法の改正といひ、一連の逆コース
的な立法は、国民固有の人権と自由と
を制限し、憲法を明らかに空文化しよ
うとするものと言わなければならぬ
のであります。政府は形式的に憲法を
改正しないと言つておりますけれど

も、憲法の内容が一つ／＼政府の方針によつて崩されているのが現状であります。我々としては、鉅くまでも憲法を守り、その中に盛り込まれている精神を死守しなければならないと考えているのであります。政府の真の意図は、究極において憲法を改正しようと考えているのではないかと。国民の基本的な権をかかせる警察法の下におきまして如何にしてこれを守ろうとするのか。総理大臣の基本的な、明確なる答弁を要求するものであります。

現行警察法は、戦前の警察国家の遺毒を是正するために警察権力を分断し、民主化することを目的として制定されたものであります。その根本的な精神は、「国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去する」ことを目標としていたものであります。敗戦日本の国民が、その再建に当つて、何よりも必要なことは、一切の軍国主義的傾向や、その萌芽を抑制することにあるのであります。現行警察法の前文において、「国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法に倣ひ、又、地方自治の真義を推進する観点から、……人間の尊厳を最高度に確保し、個人の権利と自由を保障するために、国民に属する民主的権威の組織を確立する目的を以て、ここにこの警察法を制定する。」と述べているのであります。現行警察法の精神は、警察を封建的勢力の

基礎となることから守り、軍国主義の復活を阻止することにあつたのであります。国民による、国民のための、国民の警察を確立することが真の民主警察の性格でなければならないのであります。然るに、改正警察法は、大幅な権限を総理大臣に附与して、警察権力をその一手に掌握せしめようとしてゐるのであります。これはあたかも国家総動員法に基く大権委任と同様であると言わなければならないのであります。政府は今後国民の権利と自由を如何にして守らんとするのか。世にいわゆる警察国家再現と批判しているが、政府はこれに対して如何に考えているのか。吉田内閣総理大臣は、曾つて素戔國警長官を罷免しようとして、国家公安委員会の反響に會つてこれを実行することができなかつたのであります。改正警察法の下におきましては、いわゆる警察庁長官を自由に罷免することができ、強大な権限を持つことになるわけであり、総理大臣の率直なる答弁を要求したのであります。政府は治安の確保と、その責任の明確化を図ることを改正の一つの理由としてゐるのでありますが、力があり、能率的な警察を作ることとは、権力的な警察組織を作ることとは異なつたものでなければなりません。警察行政としては、治安の確保以外に、一般国民との間に、日常密接な連絡をとつて行われる各般の警察事務があるのであります。

これは警察と国民との間の融和と理解に基く協力によつてのみ達成されるものであります。暴動や騒擾等に対処するために強力な権力的、全国家的警察組織を作ることによつて、逆に日常一般の警察事務を軽視し、国民の不平と不満を買ひあかりでなく、警察を以前のごとき暴力的、弾圧的なものにするこゝによつて警察と国民とを対立せしめようとする危険が極めて大きいと言わなければならない。警察は民主的であり、国民の協力を理解を得てこそ能率を上げ、暴動や騒擾に対処する真の治安力となるのであります。能率的な警察の美名に隠れて権力的警察を再現した場合、政府は国民の協力を理解を如何にして達成しようとするのであるか。要せられる警察と、恐れられる警察と、果していづれが能率的であるかを伺いたないのであります。(拍手)

改正法によれば、国家公安委員長は國務大臣を以て充て、國家公安委員の権限を縮小して、總理大臣は形式的に國家公安委員の意見を聞くのみで警察庁長官を任命し、都府視察監は同じく總理大臣が國家公安委員の意見を聞くのみにてこれを任命し、更に府県警察本部長は、警察庁長官が國家公安委員の意見を聞くのみにて任命することになつてゐるのであります。かくして國家公安委員会は、總理大臣又は警察庁長官から形式的に意見を聞かれるだけであります。これに

反し拒否の意見を申出ることすらできず、これまでの警察の民主的運営に參與して來た公安委員の権限を否定して去つてゐるのであります。従つて總理大臣の意思と権力とは、都道府県の警察は言うに及ばず、町村の末端における地方警察職員に至るまで一貫して徹底するのであります。政府は戦前の警察行政に比較して優るとも劣らない支配力を地方に対して持つことになるのであります。現在の政府は政党内閣であります。従つて政党内閣は、警察系統を通じて、内閣から派出所に至るまで徹底するのであります。まさに政治警察の復活そのものと云わなければならないのであります。曾つて敗戦以前、高等警察や特高警察によつて政治的干渉や思想的弾圧を受けて参りました我々といひましたは、かかる警察の運営を想像してみただけで、身の毛のよだつものを感じざるを得ないのであります。今や國民の全部が新憲法の下においてすら、故なくして政治的に弾圧され、故なくして思想的に抑圧される危険にさらされなければならぬのであります。敗戦後僅かに八カ年、民主主義を榮しんで参りました日本國民は、再び一切の自由と権利とを剝奪され、警察権力の圧制に泣かなければならぬのであります。政府はこの警察法の下、如何にして民主主義と國民の権利を保障しようとするのか、明確なる答弁を願ひたいのであります。(拍手)

政府は又自治警察の非能率を理由として警察法の改正をしようとしてゐるのであります。政府が地方自治確立のために必要な財源を与えず、民主的自治警察の正常なる運営を阻害してゐることが根本的な問題であります。國家財政のしわを擧げて地方におつかぶせてゐる現状は、地方自治をして名目だけのものとし、警察の維持運営にも事欠く結果をもたらしてゐるのであります。自治警察の充実はその財源的裏付けが必要であり、これを与へずして自治警察の能率、非能率を論ずることは、本末顛倒も甚だしいと言わなければならないのであります。我々は一定規模以上の地方公共団体に対しては、財源の措置を講じて民主的警察の維持管理に當らしめることが適當であると思ふのであります。政府の意向を承わりたい。

なお、一定の地方公共団体において、その長が住民の利益と福祉のために一定の行政措置をなさんとする場合に、警察権力がこれと異なる措置をとることも当然考えられるのであります。が、市町村行政権と警察権とが対立適合した場合、これを調整するために政府は如何なる方法をとらんとするのか、伺ひたいのであります。

民主主義は一日にして達成されるものでないことは言うまでもありません。

ん。農民に土地を与え、労働者に労働権を与え、教育委員会設置によつて教育を不当なる行政の支配から守り、警察行政の分断と民主化によつて、警察国家再興の危険から守ろうとする敢戦後の日本国民は、今日においても民主主義の積上げと、憲法擁護の決意をしてゐるのであります。サーベルと藤箱の権力警察は戦争の土台であります。戦争の悪夢から覚めた日本国民は、平和な自治警察を育成し、これを充実することによつて残虐な権力警察の再興を阻止し得られると考えてゐるのであります。然るに、政府はみずから一切の権力政治の根源である警察制度を復活しようとして、警察法の全面的改善を提案してゐるのであります。国民に権力の手かせ足かせをはめることによつて、再軍備と憲法改正のための道を用意するのではないかと疑わざるを得ないのであります。改正に至つた経緯と、その信念について詳細に伺ひたいのであります。

次に、法案の内容に立入つて重要と思われる点について質問いたしたいと思ひます。

第一に、現行警察法は新憲法と一体をなしてゐるのであります。治安の維持は主権を有する国民の責任であつて、警察官はこの国民、即ち地方公共団体の住民に代つて治安の維持に當るという大原則に基いてゐるのであります。然るに改正法によれば、主権者たる国民の治安維持の責任が大幅に制限され、国家権力に基づく警察制度に変えて行こうとしてゐるのであります。これは明らかに旧憲法時代の、主権は天皇にあるという思想に基くものと言わなければなりません。一般大衆の統制外に立つ行政長官を長とする高度に中央集権化された警察官僚制度を設置することは、近代全体主義独裁制の顯著な特徴であると言われておりますが、これに対する総理大臣のお考えを承わりたい。主権在民の精神がこの改正法によつて制限されることになるのではないか、所見を伺ひたいのであります。

第二に、現行警察法には、警察法制定の理由と信念が前文として掲げられてゐるのであります。これは先ほど若木議員から質問されてゐるところによつて明らかであります。この前文は、警察制度が権力によつて濫用されてはならないという大鉄則を設けてゐるのであります。今回の改正にこれを強いて外した理由は、どうでありましようか。これは単なる法制技術の問題であると思ふ。果して警察制度運用の根幹である問題と法制技術の問題と、いづれを重しとお考えになるのであるか、重ねて承わりたいのであります。

第三に、公安委員会の委員の資格として現行法には、「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」は委員になることはできない旨の規定があるものであります。改正法においてこれを削除したのであります。今後かかる者が委員になる危険が相当にあると考えるのであります。これを外された理由を承わりたい。

第四に、警察定員の問題であります。警察庁の警察定員については法律を以て定め、地方警察職員については条例を以て定めることになっております。最初現行法におきましては、明らかに警察法自体の中に一定の枠を設けていたものであります。これを外し、他の法律又は条例に委ねてゐるその理由はどういうところにあるのであるか。若しも警察法自体の中に一定の枠を置かず、警察の定員を他の法律又は条例に譲るとするならば、容易に増加することの危険があるのではないか。この点を伺ひたい。

第五に、法案によれば、市町村有警察施設も、警察の用に供する場合には無償で使用する事ができるようになつてゐるのであります。市町村が警察を我がものと思へばこそ、困難なる財政の中から新しい庁舎を建築し、又はその他の施設を設けたのであります。が、そのために住民もこれに協力して参つたのであります。が、住民の意見を反映しない警察にこれを無償で取上げられることは、市町村の財産権の侵害となると思ふのであります。が、かかるものについては要求によつて代償を支払う措置を講ずることが必要であると考えないのであります。これらの点について御所見を承わりたいのであります。

次に、大連文部大臣に伺ひたいのであります。大連文政は最近著しく反動的な性格を露骨に表わして参りました。(拍手)明らかに教育に対する行政支配を強行しようとしてゐるのを見られるのであります。昨日も日教組の人々と文部大臣は会見されて、いろいろと交渉なり或いは協議なり、申入れなりが行われたのであります。とかくの評判のある十二月二十三日の局長通達、この反動大連文政の一つの現われと考えられてゐるのであります。言論機関もこれに対してはいろいろと論議してゐるのであります。文部大臣はこの際これを取消し、教育に対する政党支配の疑念を一掃すべきではないかと思ふのであります。が、御所見を承わりたいのであります。

又、茨城県その他において行われておりますところのいわゆる思想調査におきまして、警察権力を利用して行なつてゐるという噂があります。又その事実があるのであります。(事実だ)と呼ぶ者あり。果してこういうことがあつたのであるかどうか、明確なる御答弁を承わりたいのであります。(責任をとりなさい)と呼ぶ者あり。

更に、大臣は文教を司る者として、今回の警察法の改正は民主主義に逆行するものであり、学校教育法に譲つてゐる日本教育の新精神にもとるものであると思ふ。警察が教育に介入し、教育の思想や生活実態を調査し、探索することが教育上悪影響を与えるのではないかと思ふのであります。これに対する御所見を承わりたいのであります。

最後に、堀田自治庁長官に承わりたいのは、堀田自治庁長官は過般の予算委員会におきまして、知事の官選の意向を明らかにされたのであります。(昨日もしやべつた)と呼ぶ者あり。これに関連して私は次のことを承わりたい。知事の官選を果して政府の考えとして考慮してゐるのかどうか。官選に切替えられるとすれば、その切替えの時期はいつ頃これをなそうとするのか。現行府県制の下においては知事を官選にすることは憲法違反であると考えるのであるが、この点について伺ひたい。(フアツシヨ政治だ)と呼ぶ者あり。府県の性格、機能を変えて、国の出先機関としてこれを認め、その長たる知事を任命しようというのが堀田国務大臣のお考えのようであるが、果してそうであるかどうか。かかる場合には府県はすでにいわゆる府県たる性格を喪失して、完全な地方公共団体と

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その一) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(趣旨説明)

は言えないと思うが、その際にいわゆる今日の府県議会は依然として存置するのであるかどうか。この点を伺いたいのであります。

以上を以て私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣(方竹虎君)答覆、拍手〕

○国務大臣(方竹虎君) 警察法の改正、或いは教員の政治活動制限に関する法律等、これらのものは憲法の基本的人権を侵すものではないかという御質問である伺いました。(憲法違反だよ)と呼ぶ者あり)今回の警察法の改正は、民主警察の理念を基調にして、治安任務遂行の能率化と責任の明確化を期し、我が国情に適合した警察制度を確立せんとするものであります。

が、国会が国権の最高機関として確立せられておられます以上、そういう心配は無用であるかと考えます。(拍手)

りました。治安警察法、これは集会や結社や言論の取締りをやりました。行政執行法、これは検束、よく言う監視というよりなことの行われたのはこれでございますが、こういうものが濫用をのきらいがあつたことは確かに認めざるを得ないと思ひます。で、戦後におきましては、こういうものを全部廃止いたしました。(今復活しているじやないか)と呼ぶ者あり)現在警察官の活動の基準になりますのは、警察官等職務執行法及び新しい刑事訴訟法であります。これは御承知のように十分警察官の職務濫用を国会において御修正にもなり、御監視にもなつてきたものでございますから、この基準の上

に十分気を付けて警察官の行動の規範として参りたいと思ひます。

それからも一つ、現行法にあつた前文を削除したのは、民主的な理念のいい点を除いたのは、単に法制上の技術で以て除いたというのでは、民主精神と法制技術とどつちを重んじているか。こういう御質問でございます。如前にも前文を削除したままで知らん顔をすれば、そういうお叱りが当てはまると思ひますけれども、私たちの立場としては、第一章總則のうちの第一

申上げた通りでございます。又政府は学校教育の政治的中立性を維持するため、今回所要の立法措置を講じたものであります。いづれも憲法の精神に何ら反するものではないと考えております。又憲法の保障する基本的人権を擁護こそすれ、これを侵害する意図は毛頭ございません。

それから、お答えを申し上げますが、先ず第一に、能率と力に偏つた警察は、国民の協力が前提であるのに、それを失ひはしないか。こういう御質問でございます。先ほども申し上げましたように、能率の向上化ということも確かに一面において図つておりますが、能率だけに頼る警察というものに対する疑念は私も持つてゐるつもりでございます。例えば能率本位だけにすれば、公安委員会などの議を経るということはまだるつこしいという思想も湧くのであります。それが、それだけの手間をかけるというところが、私どもも民主主義の本意と思ひまして、国民から選ばれた公安委員会がその意味で警察にとつて、ときにけむたい監視役の存在になるといふことをむしろ希望してゐるのでございます。それで戦前には御承知のよう

に十分気を付けて警察官の行動の規範として参りたいと思ひます。

それからも一つ、現行法にあつた前文を削除したのは、民主的な理念のいい点を除いたのは、単に法制上の技術で以て除いたというのでは、民主精神と法制技術とどつちを重んじているか。こういう御質問でございます。如前にも前文を削除したままで知らん顔をすれば、そういうお叱りが当てはまると思ひますけれども、私たちの立場としては、第一章總則のうちの第一

員は条例で定めております。今回の案においても、府県の地方警察職員の定員は条例で定めることになつておりますが、これは府県府の意思を尊重した結果でございます。但し、全体の警察官の定員というものは、その基準を政令で定めることにいたしております。さう御承知を願ひたいと存じます。

市町村からの要求があれば有償とすべきではないか、こういう問題でございます。これは御質疑の趣旨がちよつと私わかりかねる部分があるのであります。市町村のほうから言ひ出したら全部それを呑めという御質疑ならば、多少そこは私どもの考えと食い違ひのであります。併しさうでない御趣旨ならば、御趣旨に副つたつもりであるのでございます。即ち双方、府県市町村と国と話し合ひをしまして、さうして話し合ひの上で、どうもこれはただで働き上げてはお気の毒だといふ場合は有償にする。例えば、前に国から建物を買収する場合は、もとく国から差上げたのでありますから、これは政府

市町村からの要求があれば有償とすべきではないか、こういう問題でございます。これは御質疑の趣旨がちよつと私わかりかねる部分があるのであります。市町村のほうから言ひ出したら全部それを呑めという御質疑ならば、多少そこは私どもの考えと食い違ひのであります。併しさうでない御趣旨ならば、御趣旨に副つたつもりであるのでございます。即ち双方、府県市町村と国と話し合ひをしまして、さうして話し合ひの上で、どうもこれはただで働き上げてはお気の毒だといふ場合は有償にする。例えば、前に国から建物を買収する場合は、もとく国から差上げたのでありますから、これは政府

市町村からの要求があれば有償とすべきではないか、こういう問題でございます。これは御質疑の趣旨がちよつと私わかりかねる部分があるのであります。市町村のほうから言ひ出したら全部それを呑めという御質疑ならば、多少そこは私どもの考えと食い違ひのであります。併しさうでない御趣旨ならば、御趣旨に副つたつもりであるのでございます。即ち双方、府県市町村と国と話し合ひをしまして、さうして話し合ひの上で、どうもこれはただで働き上げてはお気の毒だといふ場合は有償にする。例えば、前に国から建物を買収する場合は、もとく国から差上げたのでありますから、これは政府

市町村からの要求があれば有償とすべきではないか、こういう問題でございます。これは御質疑の趣旨がちよつと私わかりかねる部分があるのであります。市町村のほうから言ひ出したら全部それを呑めという御質疑ならば、多少そこは私どもの考えと食い違ひのであります。併しさうでない御趣旨ならば、御趣旨に副つたつもりであるのでございます。即ち双方、府県市町村と国と話し合ひをしまして、さうして話し合ひの上で、どうもこれはただで働き上げてはお気の毒だといふ場合は有償にする。例えば、前に国から建物を買収する場合は、もとく国から差上げたのでありますから、これは政府

市町村からの要求があれば有償とすべきではないか、こういう問題でございます。これは御質疑の趣旨がちよつと私わかりかねる部分があるのであります。市町村のほうから言ひ出したら全部それを呑めという御質疑ならば、多少そこは私どもの考えと食い違ひのであります。併しさうでない御趣旨ならば、御趣旨に副つたつもりであるのでございます。即ち双方、府県市町村と国と話し合ひをしまして、さうして話し合ひの上で、どうもこれはただで働き上げてはお気の毒だといふ場合は有償にする。例えば、前に国から建物を買収する場合は、もとく国から差上げたのでありますから、これは政府

の考えとしては無償にしておらう。
併し市町村で借金で作つたものを、府
県警察になるからと言つて無償でそれ
をもらつてしまふということは、これ
はおだやかでありませんで、お話し合
いの上、これは全部の場合恐らく有償
になるものと信じます。併し建前は双
方のお話し合いの上ということにしてあ
ります。

折角育てて来た自治体警察を廃止す
るのは時代に逆行するものである。果
して自治体の能率上どんな欠陥があつ
ても、今度の改正はどうしてこういう
ことをしたのか。こういうことでござ
います。能率化だけで府県単位にし
たわけではございません。いろ／＼の
場合の、近來の犯罪の質、それから犯
罪の広さというものを考えまして、小
さい単位に分割された警察では犯罪を
防止し犯罪をつかまえるということが
なか／＼まだるつこく、或いはうやむ
やになる虞れがありますので、それで
は犯罪をなくして、枕を高くさせてく
れという国民の要望にも副いかなる。
こういう意味におきまして、国警も自
治警も共に廃止して府県警察にする。

府県警察というのは、たび／＼申上げ
ましたように、自治体たる府県の機関
の警察、こういうふうに考えておるの
でありまして、決して自治体警察を頭
からやめたい。こういうふうには考え
ておりません。冒頭に申上げましたよ
うに、自治体警察が何と言つても親し
みやすい警官というものを生んでくれ
た功績者でありまして、このよい面は
飽くまでも活かして行きたいと存して
おります。

以上お答えをいたします。(拍手)

○國務大臣(大達茂雄君登壇、拍手)
お尋ねは三つの点についてのお尋ね
と拝聴いたしました。

【飯長退席、議長着席】
第一点は、昨年の十二月二十三日付
の初中局長通牒、これを撤回する意思
があるかどうか、こういうお尋ねであ
りますが、これはすでに松澤さんはそ
の通牒を御覧になつておられるので
あります。これは決して教員の思想
調査を依頼した通牒ではありません。
学校の内部における中立性を侵すよう
な教育が行われているということにつ
いて、(それが思想調査だ)と呼ぶ者
あり)新聞等に頻りに記事を見する
が、その真相を詳しく教えてもらいた
い、報告してもらいたい。こういう意
味の通牒であります。これは文部省と

して、学校における教育が果して政治
的中立性が保たれているかどうかとい
うことに関心を持つことは当然のこと
でありまして、従つてこの通牒も極め
て当然のことであると思ふのでありま
す。従つてこれを撤回する意思はあり
ません。

それからその次に、近頃警察官が
教職員の思想調査をしているというよ
うなことが頻りに言われているが、そ
れについてどう考えるか。或いは又文
部省はどういう関係があるかという意
味のお尋ねのように伺つたのでありま
すが、これは警察官の行動につきまし
ては、文部省としては何ら関知するこ
ろはありません。これは理の当然で
あります。(理の当然とは何だ)と呼
ぶ者あり)

それから第三番目のお尋ねでありま
すが、この提案された警察法の改正、
これは民主主義に反し、我が国の教育
に悪影響を及ぼすものであると思ふ
が、どう考えるか、こういう御質疑の
御趣旨のようであります。私は御意見
は御意見といたしまして、この警察法
の改正案が民主主義に反するものとは
思つておりません。(拍手)

【國務大臣(飯田十一郎君登壇、拍
手)

○國務大臣(飯田十一郎君) 府県の性
格を要するといふ考え方は政府のもう
きまつた考え方かといふ御質問であり
ます。それはしば／＼の機会に申上げ
ておるうちに、そうではございませ
ん。とにかく府県の制度の場合にも、今ま
でやつて来た実情に照らして、もう少し
し何か考えてみる余地はないのかとい
ふ感じを持っておりますので、地方制
度調査会に、引續いて府県制というも
のの本質的な検討をお願いしたいと、
こういう考え方をあります。そういう
状態でありまして、只今切替え時期
はいつか、又国の出先機関にするの
か、そのときには地方議会はどうか
のかといふような点については、只今
お答え申上げる段階ではありません
が、ただこの現行憲法との関係をどう
いう工合に顧念しているのかというこ
とであります。これもしば／＼の機
会に法制局長官その他から申上げてい
るのであります。現行憲法は御承知
のように九十三条の第二項に、地方公
共団体の長は、住民の直接選挙による
と書いてあり、そして地方自治法の
第二条の二に、地方公共団体というも
ののうち、普通地方公共団体というも
のに都道府県と市町村があると書いて
あるのであります。従つて都道府県

の長が公選によるという考え方は、こ
の自治法の第一条の二にむしろ直接根
拠があるのであります。これは都道
府県といふものをどうも概念するかによ
つては、必ずしも憲法を改正しなけれ
ばならないという性格のものではない
のじやないか。こういうふうに一応考
えているわけであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 一松定吉君。

【一松定吉君登壇、拍手】

○一松定吉君 私は改進黨を代表いた
しまして、警察法のこの法案に関しま
する疑義を質したいと思ふのでありま
す。

先ず、今回のこの警察法の改正案は、
現行の警察法と大分変つて改正されてお
るのであるが、その骨子は、つまり公安
委員の権限を縮小した事実や中央集権
的の警察制度の強化、そして総理大臣
の権限が拡張され、自治警が廃止され
たということに重点がおかれておるよ
うであります。この点につきまして、
今まで質問せられております諸君の
質問に対する関係諸君のお答えは、国
家警察を再び起す意味はないのだ或い
は民主主義を破壊する考えはないのだ
と、こういうふうなお答えをしております
が、我々は政府が国家警察再建をや
るといふために、政府がかような法案

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その一) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(題旨説明)

三三〇

を出したのであると断言はいたしません。又政府がこういうようなことをやるのは、民主主義を破壊するものであると、政府は思つて出したのかというようなことを言うのではありません。

問題は、この法案そのものの運用の結果から見れば、国家警察再現になるのではないかと、この法案を運用することによつて、即ち民主主義を破壊する結果になるのではないかと、こういうことを質問するのであります。(拍手)でありますから、あなたがたの国家警察再現のつもりでやるのだとか、民主主義破壊のためにやるのだとかいうような考えはないという御答弁は、質問者の質問には当たらないです。結果から見れば、こうなるんじゃないか、これは警察国家再現になるのではないかと、これは民主主義破壊になるのではないかと、こういう質問でありますから、それはならんのだとお答へになれば、何故にならんのだということをお明かにして、

そうして我々と意見の相違をすることろは、どれがいいかということとは、国民の判断に待つよりほか途はない。こういうことになるのであります。

先ず、私は一体この法案は国家警察再現になるんだ。私は結果から見ればそうなるということを考えるのであり

ます。(拍手)なぜそうなるか。総理大臣が国家公安委員を任命するについて両議院の同意を得て任命する。これは民主的でありましょう。又そうであるけれども、今度はいわゆる警察庁長官を任命するのはどうするかというところ、それはいわゆる国家公安委員会の意見を求めて任命する。で、国家公安委員会がこの人物はよろこざいませんという意見を付けても、それは意見を聞いたからいいじゃないかというて、総理大臣が自分の思う人を任命することが出来る。又今度は、府県のいわゆる警察本部長を任命するのは、この総理大臣から任命せられた警察庁長官が、府県のいわゆる警察本部長を任命する。それも意見を聞けれども、その意見に従わなくてもいいのであつて、意見に従わなければならんということはないのだから、意見に従わないで警察本部長を任命する。又警察本部長が今度は都道府県の公安委員会の意見を求めて、その他の警察署長とかその他の警備以上の者を任命する。でありますから、結局のところ、今まで質問者の言われたように、上は國務大臣から下は警察署長に至るまで、終始一貫していわゆる総理大臣の任免権というもののがずっと続いておるではないかと、こういうことです。(拍手)続いておるといふことは、即ち結果から見れば、昔の内務省警保局長がベル一本押せば、全国の警察官が起ち上つたと同じ結果になるではないか。そうすると、これは警察国家再現ということになつたと言われてもいたし方ないではないか、それはどうですか。こういうことを質問するんです。そういうよう

なことになるかと、然らばそれに対しては、民主主義の性質は取込んであるのだと、大義法相は仰せになつた。どういふことかというところ、公安委員会というものがいわゆる罷免権を持つておるのではないかと、成るほど罷免権を持つておられますが、その罷免権をい

わゆる勧告をしたときに、罷免権の勧告です、勧告をしたときに、総理大臣やその他の者が勧告に應ずる義務があるといふことが、この規定にある。(拍手)そうでしょう。勧告はしたけれども、俺はその勧告に應じないといふことになる、いわゆる勧告といふものは、ただ空理空論にすぎない、空理を弄しておるといふことになるんだから、何らの価値がない、こういうことになる。こういう点がいわゆる国家警察再現になるのではないかと、こう言うんです。

公安委員の中に國務大臣を入れる。而も國務大臣がその長であるといふことは、改進黨がそういうことを言つておるんじゃないか。成るほど去年の二月三日の選挙に関する書物の中に、それを書いておるんですね。これは併し、改進黨の幹部の一人である私が言いますが、菅野和太郎君が選挙委員会の席上で畫面を出して言つたことが、検討も何もせずに、そのまま印刷にされたんだから、その印刷はお前のほうが出した印刷だから、いわゆる改進黨はそういう主張だと仰せになれば、これは私は議論はいたしません。けれどもそのときにやつたことと、今日の改進黨の考えとは必ずしも一つではない。常

にあなたがたのおつしやる通り、政治は時期によつて変化するものである、性格は変わるものである。(拍手、笑声)このことをお考えになれば、改進黨のその選挙に関する冊子の中に書いてあつたから、改進黨がやつてゐるんだからいいとかいうんではなくて、國務大臣を公安委員会の一体委員長にするといふことがいいのか悪いのかといふことを今論議しておる。

国家公安委員といふものは、御承知の通りに、いわゆる自分が政治活動することはできないといふようなこと

がある。そしてこれに対してはちゃんと法文で制限を与えておる。十条の3、「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」といふことになつておる。そうすると、このいわゆる法案の中の國務大臣というのは、一体これは政党员でありますか、ありませんか。(拍手)政党员である、自由党の政党员であるいわゆる國務大臣がこの国家公安委員になるということになると、この十条の三項に抵触するが、これはどうなる……。(自稱自辯だ)と呼ぶ者あり)そうすると、政党员でないなら、政党员以外の、例えば木村君みたいな人がこれになるということ

は、成るほど政党员ではないが、併しながらそれは総理大臣から睨まれれば、直ちにやめなければならぬという地位にある人、こういう人が国家公安委員になつておつては、これは総理大臣の意見に反して行動することはできませんでありましょう。そういうことがよくないと言ひます。

又、國務大臣は議決権を持たないから、国家公安委員会を結束しないか、あなたはおつしやるが、それは間違ひですよ、あなた。それはですね、いわゆる第十一条の二項を御覧になれ

ば、あなたのさつき御引用になつた「可否同数のときは、委員長が決するところによる」という、これは議決権です。五人で、二人二人の同数のときには自分が決裁するんですから、議決権を持つんですから、やはりこの國務大臣によつて議決権が左右されるということになる。それがよくないと言ひんです。(拍手)

そういうふうなことから考えて見ても、これは即ち總理大臣の思う存分に全国の警察官を動かすことができるということになるから、それでは警察国家の再現ということになるのではないか、結果から見ればですよ。そういうことを考へてやつたんじゃないといふことであらば、それは認識不足で、ここまで考へなければならなかつた。ここまで考へないでそれをやつたといふことは、あなた方に責任があるわけだから、これは一つ考へてもらわなければならん。そういうふうなことを考へてみると、私どもは実にこれは本當に重大な問題です。(その通り)と呼ぶ者あり) あなたも御承知の通り、いわゆる大政翼賛会というのがありましたね、近衛内閣に……。それで政翼を解消してしまつて全国の政翼員が大政翼賛会の党員になつてしまつ

た。そして近衛總理大臣の思う通りに全国の政治をすべてやる、こういうことになつておる。だからして政翼は解消してしまつた。そのときに敢然として立つたのが私どもで、「いいぞ」と呼ぶ者あり、拍手) 私どもはそれはいわゆる憲法違反だということでも立つたために、我々は不幸にして選挙のとき非推薦になつてしまつた。だから非常な陣圧を受けた。推薦された人は頻りに当選された、当選確実になつたが、我々は非推薦として陣圧を受けた。陣

圧の中を切抜けて生きて今日に至つておる。(拍手) あなたには御存じでございませうが、田中内閣の時の鈴木内務大臣がどういふことをなさいましたか。大変な選挙干渉をして、そして国会の再開から四日間停会をして、そして鈴木さんに對して不信任の決議をしたことは覚えていらつしやるか。或いは品川彌二郎氏の選挙干渉、こういうふうなことに警察権を一本に握つて總理大臣が自由にやるといふことになる、こういうふうなつまり政治的な行動が自由になり、思想的な陣圧といふことも自由になるから、これではいわゆる民主主義に反するではないか、わゆる民主主義ではないか、こういうことを言うのです。それは自治の破壊で

はないのだ、それは民主主義の存置だといふならば、一つ何故にそれは民主主義の破壊にならんかといふことを説明しなければ本當の説明にはなりません。私どもはそういう意味においてこの法案に対しては相當の疑義を持つておるからして、この疑義を一つ正してもらひたい。

それからその次に、私が大憲法相の御列挙に相成りました事柄について少しくあなたにお尋ねしてみたいのは、國民の関与といふものを排斥したようなことはない、公安委員会が存置してあるじやないか、公安委員会が管理権を持つておるじやないか。あなたの持つしやる通り、そう書いてありますね。ところが、その管理権を持つておるその公安委員の職員といふものは制限されて思ひ通りにならない。自分がやろうと思つたときに警察本部長が、警察庁長官が言ひことを聞かなかつたらどうするか。お前が言ひことを聞かないから罷免を勧告すると言つて勧告したけれども、その勧告に応じなかつたならば、この公安委員会といふものは空位を擁してただ何らの仕事がないきないといふことになる。これはいわゆる民主主義或いは自治といふものを尊重しておるといふことではなくて、

形の上ではそういうふうに見えるけれども、本當は空つぽであるということになるではないか、こういうふうな点。

それからその次には、能う限り自治警察を尊重するのだ、府県も自治体ではないか。成るほど府県も自治体であります。府県も自治体であるが、府県は國の行政の八割をやつておるところの國の一つの機関であつて、殆んど地方の市町村と違つておるの自治体である。全く國の行政をやつておる。こういうところにおけるところの自治といふものは、自治体といふことを尊重しておるというところは言えないじやありませんか、そういう点についても一つ私はあなたの御考慮を願ひたい。費用は原則として大部分が府県が持つておるからとおつしやるが、それは府県は費用を持たされておることは喜ばしいことではなくて有難迷惑なんです。だから費用を持つて思ひ通りにやれないから、これに大いに自治体の人々が不満を持つて今日大活動しておるといふ実情なんです。人事権を持つておる。成るほど人事権を持つておるけれども、それは下のほうの人事権であつて、警視以上の者は國家公務員であつて、そしてこれらの地方の人が介入

できない。地方の人がやるのは逡巡、逡巡部長だけで、そういう者は上官からばつと罷免されればどうにも身動きができないような立場におる人です。人事権はあつても下級の警察官が上官から罷免されれば身動きができないといふような実情であるならば、これらのことも必ずしも自治を尊重しておるということにはならん。こういうことにならざるであります。

それからいわゆる自治警察を認むるということになると非常な弊害があるのだ、ボスが入るじやないか。ボスは同じことで、府県一本でもこれはやはりボスはあるのだ。然らばいわゆる援助がうまく行かんじやないか。援助がうまく行かなかつたら、うまく行けるようにその法律を、その点を改めればいいのだ。人事の交流も思ひ通りに行かないといふが、思ひ通りにやればいい。責任が不明確だ。責任は不明確じやありません。自治警察には公安委員会があり、いわゆる警察本部長が責任を持つ。その責任が總理に對して責任がないじやないか。副總理は行政権は政府が持つのだ、だから責任は政府が持たなければいかんといつて、あなたは憲法を御引用になつた。その通りである。その通りであるが、そのいわゆる

昭和二十九年二月十七日 参議院會議第十号(その二) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(趣旨説明)

1311

行政権は政府が持つておるのであるが、その持つておる政府は政令によつて地方にこれを移して地方費でやらせることができることは御承知でありましよう。だからして、地方が責任を持つ、総理が責任を持つ。第一次の責任は地方、第二次の責任は総理ということになれば責任の所在は明らかである。こゝういふ点をいろいろ理窟を付けて今度の法案を、これをいい法案であると御主張になることは私どもはその点については納得ができない。ただ、施設が重複するではないか、自治警察と国家警察若しくは府県警察と施設が重複するではないか、こゝういふことをおつしやるが、成るほど重複はしますが、重複することによつて民衆の福利増進が図られれば重複は問題ではない。社会の輿論が一本化しておるではないかと大審法相はおつしやつておられますが、一本化しておりませんよ。あなたも新聞は毎日御覧になつておりましようが、朝日新聞の一月十八日、毎日新聞の一月十五日、産業経済新聞の一月十二日、大阪読売の一月十六日、大阪新聞の一月十日、東京新聞の一月十四日の論説は、全部今度のこの警察法に反対しておりますよ。(拍手)そゝういふことを御覧になつていなければ、

ただ政府の味方をするようなかたは、これは一本化しなければいかんということになるが、それは今までの弊害のあるところを是正して弊害のないようにするということに力を入れれば私はいいと思うのであります。一体化を欠く、財政上不都合だとおつしやるが、成るほど一体化は、よく連絡を緊密にするような法文に改めてこれをやれば、財政上二十五億儲かるのだとおつしやるが、我々はこれについては内容がよくわかりませんから、一体どういふわけで二十五億が浮くのか明らかにしてもらいたい。要はこゝういふような問題は国民の福利を増進し、自治権を尊重するといふような政治が行われることが政治の要諦であつて、民の心を以て政治をするといふことではないと本當の政治ではない。ただ権力を持つて、権力を握つてやるというところは、先刻もお話があつたように、いわゆる国家公安委員会の改正によつて陸海空を統帥する。その統帥権を総理が握る。大臣は自由に任免する、国会は解散する、警察は一本にする。こゝういふやうになつて来ると、本當にこれは以前あつたところの、天皇陛下より以上の大権を握るのであつて、これこそ大變であるといふことを国民一般が心配して

おるのだから、我々はそゝういふ意味において、こゝういふやうな、いわゆる総理が一本に警察権を握るということはいけないから、これらの点を一つ十分に考へて、私どもは悪いところは是正することは賛成です。併しながら、こゝういふやうなところまで進んで根本的に自治を破壊し、根本的に民衆の権利を阻害するといふやうなことは我々は大いに考慮しなければならぬと思ふのであります。その点についての関係大臣の御説明を承わりたいのであります。

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

政府は銘くまでも地方自治を尊重する建前でおります。(答弁にならないよ)と呼ぶ者あり)今回警察法の改正案を提出いたしました。それは警察事務の公益的性格から考えまして、府県単位の警察にするほうが能率的によろしいといふことを考へて、その都道府県警察は、併しながら知事の所轄する都道府県公安委員会が全面的にこれを管理いたすことになつております。それは私が説明するまでもない。又国家的な警察事務で中央の警察庁の指図監督を受けなければならぬものにつきます。

しては、その事項を法律に明記いたしまして、警察権の中央集権を防ぐべき配慮をいたしておるのであります。この点は私国家警察になる心配はない。かように考へております。併しそれはそゝう言つても、結果から見ても国家警察になるんじゃないかと考へてあります。これは戦時中或いは戦争前のことを考へるにしまして、いわゆる翼に燃りて膽を吹く、すべてが元のものに逆行する、逆行するとお考へになつておりますが、これは我々の努力によりまして十分に防ぎ得ると政府では考へております。(拍手)

〔国務大臣大審法相登壇、拍手〕

○国務大臣(大審法相) お答えいたします。

一松さんの御質問の御趣旨は、第一に、警察といふものは治安維持ばかりでなく常に中立的でなくてはいけない、それなのに、これは上から下まで一本の命令系統が一貫しているのではないか。その懸念には国家公安委員長が国務大臣を以てこれに充てられて、任命やなんか、意見は聞くが聞きつばなしで済むんじゃないか、これが一番心配だと、こゝういふやうなお話でございまして。(うまく行つていないじゃない)

か)と呼ぶ者あり)そこで先ず国家公安委員の問題でございしますが、特に御指摘になりまして、改正案の第十条の第三に、「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」これは今でも遵守するつもりでこゝう書いた次第であります。御承知のように国家公安委員の中には社会党の方もおられます。而も非常に立派な意見を持つておられます。常に我々と協調していい御忠告を受けているやうなわけでありまして、中立を保つていふことにはいささかの疑念も差し挟んでおりません。そこで問題は、その公安委員の上になせ国務大臣の公安委員長を置いたか、こゝういふ問題でございまして、これは別の理由からでもございまして、先ほど松岡議員の御質問にもございしましたように、近來いろいろな事件が起るけれども、責任が明確でないじやないか、政府の誰が一体この責任を負うのか。成るほど私は担当大臣でございしますが、責任者といふには少しずれていゝるわけでございまして。近來いろいろ起る事件に対して責任の明確化ということも確かに国民に対する責務と考へまして、国務大臣を以て委員長に充てたわけでございます。これは先ほどお言

葉もありましたが、改進黨がそういう意見だからそうしたと申上げたのではないのでありまして、政府以外にも昨年の改進黨のごときもこういうことをお考えになつた方がおられるところからみると、あなたが独断でもないと思ふという意味のことを申上げた次第でありますして、本年も改進黨の中には依然としてこの主張を強くしておられる方が現に私に御忠告をしておられるような次第であります。そこで委員長はどうするか。これは御承知のように委員長はできるだけ政治的な動きをしませんように投票権を剥奪したものであります。併し委員会というものは御承知のように合議制でございますから、賛否同数のときは、それつばなしに閉会というの、委員会の体をなさないことは一松さんすでに御承知の通りでございます。誰かがそこにこの採決をしなればならん。そのときに初めて委員長が採決権を持つという制約を与えておる次第でございます。

それから国民の関与はちやんとしてあるというのは嘘だ、公安委員会にしても罷免勧告権を持つていられるけれども、勧告するだけで、言いつばなしじやないか。成るほど法律の文章の上ではそれでございしますが、しばしば申上げますように、現在の輿論というものはやはり恐ろしいのでありまして、警察本部長の罷免勧告を受けたということはすぐ新聞にも出ます。輿論もやかましくなりますので、事実その府県の人ばかりが住んでいるところに警察隊長が中央から派遣されておりますのですから、他国に、他郷に入つておる一官吏に過ぎませんので、輿論の反響を受けたりはよく仕事に参りません。その輿論の制約というものを、失礼ではございますが、私は一松さんより大きく見ている。その意見の差になると思ふのでございます。

それから人事交流をやつたり、互いに連絡協働をやつても、それはやれるのをやれないと言つておるのはどういうわけかというお話でございますが、これは私より経験に富んでいる一松さんのほうがよく御承知でありまして、お互いに一緒にこういう問題で苦勞したこともありすが、人事の交流とか、互いの連絡協働ということに限度がありまして、運用の妙と申しますすが、人のやる運用の妙には限度がありまして、さればこそしばしばかの部門においても行政制度の改革、制度の改革ということを、何年か弊害が溜り

ますときに行いますのは、そういう意味かと思ふのでございます。

それから五大都市の問題でございますが、これはいろいろ議論がござい

す。折角あそこまで育つた、大都市に何十万という人の住んでい

るその人が育てた警察を府県単位にしてしまつて

いうことは、これは行き過ぎではないか。こういう御議論を殆んど毎日陳情

その他で伺つておるのでございます。然るにそれにもかかわらず、私があ

て五大都市を特別単位といたさないことになつたのは、輿論の大部分

もそういうふうになつておると思ふのであります。近來の、たび／＼申上げ

ますように、近頃の犯罪は複雑化して、大都會の中で起つた犯罪を犯し

た犯罪者は農村に還つて、農村で起つた犯罪の当人は大都會に入るといふ

うで、警察単位の分割がありますと

うまく参りません。それが先ほどのお話のように、連絡をすればよろしい

ではないかというのでありますが、命令系統の違ふ二つの仕事があり行く

ということはなか／＼事実上参りませ

ん。従つて府県単位の大きい、而も自治体の上に乘つた単位にしようとい

うのが改革の趣旨でございます。

なお、五大都市を独立させないのと

させるのでは、約二十億から二十五億の経費の違いがござい

ますが、これの詳しい御説明は委員会に譲らしても

らいたしたいと思います。(拍手)

〔國務大臣塚田十一郎君登壇〕

○國務大臣(塚田十一郎君) 私に對するお尋ねは、主としてこの今度の警察

法改正の考え方が、地方自治がうまく

繋がるかという点であつたかと思ふのであります。これは行政事務の点か

らどういふ事務を地方自治団体の事務にし、どういふ事務を國家事務にする

かといふこともいろいろ問題があるものであります。私は警察事務は、先ほ

ども申上げましたように、國家的な性格を帯びた分と、自治體的な性格を

帯びた分と両方あると、こういうふう

に考へておりますので、従つて両面の性格を帯びておるものを、今まで非常

に自治體的な性格の強いやり方でやつて

来て、幾つかの欠陥が出たので、その欠陥を是正するために今度の形が比較

的妥當なものではないか。従つてその意味においては警察事務の地方自治團體

的な扱い方というものは、今度の形にするのが正しいのじやないかと、こ

ういふ考え方をいたしております。自治体の行政事務であるから、必ずしもこ

ういふ形式にと、そういうふうにはな

かなか参らないのではないかと、こ

ういふ考え方でおるわけであり

ます。(拍手)

〔一松定吉君發言の許可を求む〕

○議長(河井彌八君) 一松君、何です

か。

○一松定吉君 まだ時間あります

か。

○議長(河井彌八君) 一分間ありま

す。

○一松定吉君 一分では……。

○議長(河井彌八君) 加瀬完君。

〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君 法務大臣の言葉巧みな御説明を承つておりました。それは

いづれも方法の末梢の点でありまし

て、その背後にある意図といふものを質問しておる点に對しましては、何ら

昭和二十九年二月十七日 参議院會議第十号(その二) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(趣旨説明)

一三四

の真義を推進する観点から……、個人と社会の責任の自覚を通じて人間の尊厳を最高度に確保し、個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的権威の組織を確立する。この目的と比較いたしますときに、著しい相違と疑問を発見するのであります。第一の点は、法のよつて立つ基礎であります。現行法は、国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神と、地方自治の真義の推進と、この二つのコンクリートされたものを基礎としておりますのに対し、改正法は、民主警察の理念として、個人の権利と自由の保障、公共の安全と秩序の保持のこの二目標を基礎といたしております。

そこで、疑問の一つは、改正案は公共の安全と秩序、このことに新しい大きな重点を置いていかになるのです、この新しい公共の安全秩序の重点が、権利と自由の保障を従属化して行くことは自然の勢いとなります。そうしてその公共からは地方自治体をオミットしているわけであり、また、公共の福祉に対する判断が、政府の独善のみによつて進められるということになりかねないのであります。そ

うなりますと、生命、自由及び幸福追求の国民の権利、思想、良心の自由、信教の自由、集会、結社、言論の自由、又学問の自由まで、国民が憲法によつて保障されております諸権利が、公共の安全と秩序を保持する、こ

ういふ行政理由によりまして拘束侵犯されて参ることは必然であります。少くとも現行法よりも人権侵犯の傾向に向いておることは事実であります。疑問の二は、個人の見方でありま

す。民主警察の理念、警察管理の民主的保障と新改正法案は美辞を連ねてはおりますが、現行法の個人と社会の自覚を損なうこともなく、自治と自律の住民良心をも一切抹殺いたしまして、国家権力を主体として警察機構を構成しようといはしておることはこれ又事実であります。そうなりますと、個人はかように輕視されてもよいからという問題が起るのであります。憲法十三条の、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重をされる国民の権利、こゝいうものは公共の福祉にも反せず、みづからの意思でもなく、しかくかように政府から輕視されるということになりますと、その理由は何でありましようか。かくのごと

く改正法案の示す民主警察の理念は現行法とは甚だしい隔りがあるのであります。日本国憲法の精神に従つた現行法以上改正法案が、如上の点におきまして個人の権利に忠実である理由を憲法の条章ごとに明確にされたいのであります。

第二の相違は、法の目的であります。現行法は人間の尊厳を最高度に確保する、こゝいうことを最大の目的としておるのに比へまして、改正法案は治安の保持と責任の明確化を謳つているのであります。そこで疑問の一つは、誰のための治安か、誰のための、誰に対する責任かという点であります。又今、治安は保たれておらないのか、責任は明確になつてはおらないのか。こゝいう点であります。申すまでもなく国民のための治安であり、国民に

に対し責任があるのであります。そのあるならば国民が今警察に要望しようとしておりますことは、もつと一層人権を尊重してもらいたいということであり、(拍手)国民は各所に物議を醸しておる思想調査、警察官の過剰行為、人権の侵害、こゝいうことに悩んでおります。法務大臣にお見せする物があります。これであり、これ

はあなたが答弁された過日の国鉄事件における宮生君が一番下に著けておりました物、これは警察官の暴力がこゝのごとく人権を侵害した証跡でございます。宮生雅人君の診断書によれば、「宮生雅人、後頭部裂創、長さ四センチ、幅一・五センチ、傷因、鈍器様の物にて殴打されたものと認められる。」

こゝあるのであります。然るにこれに對しまして警視庁の調査報告を見ますと、宮生はもみ合いの際負傷したものと認めらる。警視庁の隊員の負傷に對しましては制止行為の際労組員の旗竿等による殴打暴行によるもので、七日九名、五日三名、四日一名計十三名の負傷者を出した。警察官の負傷調査は実に綿密でありますけれども、相手方に對しましては何も調査をしておらないのであります。傷についての鑑識もしてありません。併しながら事実上同日の毎日新聞の夕刊にはつきりと示しておるのであります。且つ又あなたの答弁に至つては、「誰かが傷を受けたことでございますので、この点について再三繰返して報告を求めたのであります。が、警官がこの二人を殴打したための傷という報告は一つも出ておりません。」法務大臣の筆法を以てするなら

ば、警官に、誰か殴つた者はないか、ありません、そうだろう、責任はないな、こゝういふことが警察官の……、こゝういふ筆法で処断をされようとするならば、一体警察官の過剰行為といふのがいつとがめの対象になることとございまいしょうか。国民の人権保障は如何様にして成立するでございまいしょうか。(拍手)治安の保持と責任の明確化の名の下に警察界に能率主義が及びこりまして権力主義となり、更に中央集権主義が更にこれに拍車をかけましてマッカーサー書簡の、最も強大な武器は中央政府が行使した思想警察及び憲兵隊に対する絶対的な権力、こゝういつた警察国家の再現に国民は戦々兢兢としておるのであります。強盗であらうと暴徒であらうと、人間としての価値を尊重することは、権力を持つ者の第一の義務であります。この点人権を能率に置き替へた理由を説明されたいのであります。

第三の相違は組織であります。現行法は、「国民に属する民主的権威の組織」の確立を志し、住民自治の精神と住民管理の方針とを貫いております。中央と地方と不統一と不均衡はあつたといはして、自治警察の精神は

高く評価さるべきものと信じます。旧警察の解体によりまして、我々は国民の自由をやつとこのこと取り返したのであります。そうして今後この生命財産等の基本的人権を保障するためには、警察が完全に国民に管理されておられなければならないはずであります。然るを自治警と称して、人事権を政府が強固に把握し、民意を代表する公安委員と称しながら、国務大臣の委員長に支配権を握らせ、これでは政府警察でありまして、国民警察とは言われぬのであります。国家という政府の意思だけが存在をいたしまして、主権者であるべき我々国民の意思は差し挟まる余地がないのであります。そこで又疑問に突き当るのでありますが、国情に即した、その国情とは現行憲法とは如何なる関係になるのか、どう考えておられるかということでもあります。理論的には国情に即したとは、より憲法的なということではなければならぬはずであります。すると憲法に最も忠実に編まれた現行法を、国情に即さないものとの判断の上に立つて改正法案が出されたということに大きな矛盾があるのではありません。又国情に即したといふこ

とは憲法には関係なく、そのとき々の政府の情勢判断によりましてきめられるといたしますならば、一体国民は何をよりどころに生活をするのでありましょうか。法治国とは言われぬ結果を来たすことになるのであります。

とる義務、これをも当然受入れて行く方針であろうと思ひます。国情の変化というのは、MSA受入れのためか。この受入れのために、警察は国家統制され、軍機保護法がもくろまれ、教育の中立法案が施行され、知事の官選が意図されるということになるのではないかとこの点に深い疑惑を持つものであります。

憲法という国の基本法をも踏み越えて、国民の意思にもかかわりなく進行される。こういう一連の動きを、如何に政府が陳弁いたしましても、民主的運営と言ふのは当たらないのであります。国民はそんなに馬鹿ではありませぬ。国民は予備隊が保安隊となり、自衛隊と変化して行くことに非常な不安を持つてゐるのであります。「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることの」なき決意、こういう憲法の規定を決して忘れておるのではありませぬ。政府の言う国情の変化が濃度を増して参りますならば、「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに」生きる権利といふものを、国民はますます主張することでありましょう。そういうときに政府は、憲法の示すこの平和、この独立、個人の自由、これらの日本の政治目的の示す行動までも、国情の変

化による公安維持という目標で国家統制をする意図があるのではないか。もう一度言ひならば、国情の変化というのは一体何か、思想統制、政治活動の制限をする意図があるのではないか。こういう点を総理大臣にお答え頂きたいのであります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

現行法に基本的人権の保障とあるのを、今回の改正案に「公共の安全」ということに置き替へたのはどういふわけであるかという御質問でありましたが、

先づ第一に、只今副総理よりお答え申し上げましたが、この警察法を改正する案文を作るに当りまして、勿論個人の自由、権利というものは念頭に置いたつもりでございます。勿論これは憲法にも保障されておることでございますが、同時に私どもは、その憲法の他の条章において個人の自由、権利は保障するが、但しこれは公共の福祉にとらぬ中であるという憲法の条文も同時に頭に置いて、公共の安全、福祉のための警察法を考えた次第でございます。

御指摘のように、警察といふものは初め発生源から言ひますと、自分の家を守る、それから隣り近所を一緒に守

化による公安維持という目標で国家統制をする意図があるのではないか。もう一度言ひならば、国情の変化というのは一体何か、思想統制、政治活動の制限をする意図があるのではないか。こういう点を総理大臣にお答え頂きたいのであります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

現行法に基本的人権の保障とあるのを、今回の改正案に「公共の安全」ということに置き替へたのはどういふわけであるかという御質問でありましたが、

先づ第一に、只今副総理よりお答え申し上げましたが、この警察法を改正する案文を作るに当りまして、勿論個人の自由、権利というものは念頭に置いたつもりでございます。勿論これは憲法にも保障されておることでございますが、同時に私どもは、その憲法の他の条章において個人の自由、権利は保障するが、但しこれは公共の福祉にとらぬ中であるという憲法の条文も同時に頭に置いて、公共の安全、福祉のための警察法を考えた次第でございます。

御指摘のように、警察といふものは初め発生源から言ひますと、自分の家を守る、それから隣り近所を一緒に守

化による公安維持という目標で国家統制をする意図があるのではないか。もう一度言ひならば、国情の変化というのは一体何か、思想統制、政治活動の制限をする意図があるのではないか。こういう点を総理大臣にお答え頂きたいのであります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

現行法に基本的人権の保障とあるのを、今回の改正案に「公共の安全」ということに置き替へたのはどういふわけであるかという御質問でありましたが、

先づ第一に、只今副総理よりお答え申し上げましたが、この警察法を改正する案文を作るに当りまして、勿論個人の自由、権利というものは念頭に置いたつもりでございます。勿論これは憲法にも保障されておることでございますが、同時に私どもは、その憲法の他の条章において個人の自由、権利は保障するが、但しこれは公共の福祉にとらぬ中であるという憲法の条文も同時に頭に置いて、公共の安全、福祉のための警察法を考えた次第でございます。

御指摘のように、警察といふものは初め発生源から言ひますと、自分の家を守る、それから隣り近所を一緒に守

化による公安維持という目標で国家統制をする意図があるのではないか。もう一度言ひならば、国情の変化というのは一体何か、思想統制、政治活動の制限をする意図があるのではないか。こういう点を総理大臣にお答え頂きたいのであります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

現行法に基本的人権の保障とあるのを、今回の改正案に「公共の安全」ということに置き替へたのはどういふわけであるかという御質問でありましたが、

先づ第一に、只今副総理よりお答え申し上げましたが、この警察法を改正する案文を作るに当りまして、勿論個人の自由、権利というものは念頭に置いたつもりでございます。勿論これは憲法にも保障されておることでございますが、同時に私どもは、その憲法の他の条章において個人の自由、権利は保障するが、但しこれは公共の福祉にとらぬ中であるという憲法の条文も同時に頭に置いて、公共の安全、福祉のための警察法を考えた次第でございます。

御指摘のように、警察といふものは初め発生源から言ひますと、自分の家を守る、それから隣り近所を一緒に守

化による公安維持という目標で国家統制をする意図があるのではないか。もう一度言ひならば、国情の変化というのは一体何か、思想統制、政治活動の制限をする意図があるのではないか。こういう点を総理大臣にお答え頂きたいのであります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

現行法に基本的人権の保障とあるのを、今回の改正案に「公共の安全」ということに置き替へたのはどういふわけであるかという御質問でありましたが、

先づ第一に、只今副総理よりお答え申し上げましたが、この警察法を改正する案文を作るに当りまして、勿論個人の自由、権利というものは念頭に置いたつもりでございます。勿論これは憲法にも保障されておることでございますが、同時に私どもは、その憲法の他の条章において個人の自由、権利は保障するが、但しこれは公共の福祉にとらぬ中であるという憲法の条文も同時に頭に置いて、公共の安全、福祉のための警察法を考えた次第でございます。

御指摘のように、警察といふものは初め発生源から言ひますと、自分の家を守る、それから隣り近所を一緒に守

化による公安維持という目標で国家統制をする意図があるのではないか。もう一度言ひならば、国情の変化というのは一体何か、思想統制、政治活動の制限をする意図があるのではないか。こういう点を総理大臣にお答え頂きたいのであります。(拍手)

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その一) 警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(趣旨説明)

一三六

る、それから町を守り、広くは市を守るといふように発生して来たものでありまして、この発生的な原因、つまり人民のための警察といふこの考えは除いてはならないと思ひます。併しながも同時に只今の擾乱事件、犯罪事件といふものは非常に複雑になりましたし、殊に擾乱事件は或る場合には国際的な色彩も帯びていたのであります。で、この前も御説明いたしたかと存じますが、東京において起りました或る大きな擾乱事件、パリに同月に取りました或る擾乱事件とは、その構成分子と使つてゐる物品とが換を一にしてゐるようなわけでありまして、治安当局が言へば、そういう広く国際性を帯びて来た破壊活動というふうなものを頭に置いて、個人の枕を高くして眠らせるという責任も生じる。その点において昔と違ひまして、警察が国家的性格を持ち、国家の広い立場から、何県何県はこうしてもらいたいという、非常の場合の極く限つた指令というものは持たざるを得ないのでないか。こういうふうにご考へてゐるのでございませう。この意味におきまして近來犯罪が複雑化し、犯罪の動きが広域化し、広い地域に亘つて来た、その国情に照らしまして警察の仕組を変えた、こう申上げた次第でございます。

それから最後に、国鉄の入口でいて国鉄労組の人が大勢集つて、その場合に怪我人が出た。シャツも確かに拝見いたしました。宮生雅人君が怪我されたことも事実でありました。私は国警或いは警視庁に対して、怪我の原因はどうだ、それは勝手に自分で怪我したらしい、そうか、というふうなそんな簡単なことを私考えておりません。成るほど五種類ほどの報告を集約して申し上げますと、その報告によりますならば、宮生君は国警の隊長のうしろから組みつかれたことになつておりますが、併し一方誰も自分の後頭部を自分で殴る人はいないのであります。何か原因があるのではないか、これは只今でも厳正に調査いたしてゐる次第でございます。決してこれは宮生君のほうだけの責任だと断定して、それでよかつたと、そういう簡単な気持ちで私は警察を監督してはいないつもりでございます。ただ結論としまして、ああいう双方でもみ合つたことでございますから、どう怪我したにしろ、この怪我の加害者といふのはなか／＼わかりませう。これはどうしてもあれだけ人数が多いとわからないといふことがやはり真相になるものと思ひますが、その結論としては、再びこういうことのないように嚴重に注意をする。その注意も

上べでなく、本當に注意をするといふことが一番肝要であると心得ております。併し調査は打ち切つておりません。さう御承知を願ひたいと思ひます。

〔加瀬完君発言の許可を求む〕

〔議長 河井彌八君〕 加瀬完君。

〔加瀬完君登壇〕

○加瀬完君 大騒擾といふものを予想されまして、破壊活動といふものを予想されまして、そのために破壊活動の制約の前に個人の人權が非常に侵害される危険といふものを我々は恐れるのであります。その点を承わりたい。

もう一点は、大騒擾といふものに備えるため、個人の幸福といふもの、一番幸福といふものに密接な関係のある自治警察といふものを廃止すること、どちらが一体国家としては考えなければならぬ道か。こういう点であります。

第三点は、今宮生君のことについて御答弁がありました、私はあなたがお答えになりました当日の速記録によりまして、お答えなされた通りを言つてゐるのであります。その中には、はつきりと誰かが傷をつけたこと、ございませうが、この点再三繰返して報告を求めたのであります、警官がこの二人を殴つたための傷という報告

は一つも出ておりません。併しながら後頭部の傷で、棍棒様のもので殴られたといふことがはつきりとしておれば、この原因について調べなくて、それでいいかといふことを聞いておるのであります。それほど法務大臣は人權といふものに対しての尊重さを欠いておる。こういう考えで警察法といふものの改正といふものもくろまれることになりましては、先ほど言ひました個人の幸福といふものが非常に軽視されることにはならないか。そういう点であります。

〔國務大臣、犬養健君登壇〕

○國務大臣(犬養健君) お答えを申し上げます。

言葉の足りない点があつたかと思ひますが、大体大仕掛の擾乱に備へるための目的で自治警を廃止するとは申ししておりません。市町村単位の自治警を廃するといふのは、警察単位が細分化されると、複雑且つ犯罪対象が広域化して近代社会においては不適當である。近代社会に合ふように府県の広さまで拡げた、こう申上げたのでございませう。勿論大仕掛の擾乱に備へるために個人の権利がどうなつてもいいといふようなことは考へておりません。

それから途中で申上げるのでありますが、宮生雅人君の問題は、最後に私

は、「併しなお調査いたすつもりでございます」と、こう申しておるのでございませう。それから、そのときに国警の隊長のうしろから宮生君が首を締め、たように申上げたかも知れませんが、これは警視庁の予備隊の第二隊長のうしろから宮生君が飛びつかれたといふ報告を受けたのを讀み上げた次第であります。

要するに近代の特殊な産物として同時多発的な擾乱事件といふものはしばしば予想されるのであります、それに対処するように警察の機構を変えたのであります、併しそのために個人の尊嚴、個人の権利といふものを犠牲にしてゐるということになりますならば、大体こういう擾乱や犯罪は土地の住民の協力を得ませんとよく参ります。これは体驗に照らして明らかでございます。従つて警察が能率を挙げるといふことは、好かれる警察になるということが半面大事であります、この点は犯罪捜査に携つたいやしくも経験あるすべての警察官が私に直接体驗談を申す次第でありまして、この点は十分尊重しておるつもりでございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後二時六分休憩

官報

号外

昭和二十九年二月十七日

○第十九回 参議院會議録第十号(その二)

午後六時二分開議

○議長(河井彌八郎) 休憩前に引き続き
これより会議を開きます。

○高田なほ子君 私はこの際、茨城県
における教員の思想調査に関する緊急
質問の動議を提出いたします。

○天田勝正君 私は只今の高田なほ子
君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 高田君の動議に
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認
めます。よつてこれより発言を許しま
す。高田なほ子君。

「高田なほ子君登壇、拍手」

○高田なほ子君 教員に対する思想調
査が警官によりまして全国的に行われ
ておりますことが今日重大な社会問題
になっております折柄、又々茨城県下
中小学校教職員に対して秘密裡に行わ
れたる思想傾向及び教育の傾向に対
する調査は、甚だしくや、教育の不当
な支配排除の責任を持つ文部省当局自
身の秘密指令に基く全国的調査である
ことが明白になりました。盗人を捕ま
て見れば我が子なりというやうな深い
悲しみと憤りを以て、以下総理大臣、
大藏法相、大連文相に対してまして、日
本社会党を代表いたしまして若干の質
問を申上げたいと思ふものでございま
す。(拍手)

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その二) 茨城県における教員の思想調査に関する緊急質問

昨年の暮、十二月の二十三日付を以
て「教育の中立性が確保されていない
事例の調査について」文部省初等中等教
育局長緒方信一名、各都道府県教育委
員会教育長宛、文部第九三九号の指令
は、教育の実情調査に名をかりた悪質
陰險な文部省の秘密行政を暴露したも
のでございませう。即ち、特定の立場に偏
した内容を持つ教材資料を使つてい
る事例、特定政党の政治的主張を児童生
徒の頭に印象付けようとしてい
る事例、一部の利害関係や特定の政治的立
場によつて教育を利用し、ゆがめてい
る事例、その他教育の中立が維持され
ていない事例について詳細且つ具体的
資料を添えて報告された」といふの
であります。これは言うごとき事な
る教育事例の調査では断じてございま
せん。教育の事例とは、決して偶発又
は突発的なものではなく、明らかに教
育効果そのものの一部を意味するもの
であつて、この効果の対象として挙げ
られるものは、教師自らの教育活動、
即ちこの内容をなす教育者個人の思想
そのものであることは言を待たませ
ん。従つてこの種の調査は、明らかに
教員の思想調査を対象とした最も卑
劣、悪質なやり方と言わなければなり
ません。而も当の茨城県神谷教育長
は、文部省の指令に前置きして、
無用な刺激を与えないよう極秘裡に

調査報告することを命じ、更にこれら
調査資料に対して、高校長或いは出張
所長の私見をも附加することが明記さ
れ、全く二重三重の特高的な指令を発
し、而もこの報告は逐次集計を見つ
めるといふお話でございませう。お上の
命令を後生大事と守り、この重大な秘
密調査を当然と心得る官僚根性によつ
て、教師の無心の行動は出張所長等の
眼鏡の色工合によつては如何にも
色付けられ、如何にも報告され、
如何にも切捨て得られるものでござ
いませう。文部省特製の秘密警察は、
全国の教育者をさながら思想犯の容疑
者として、真昼間教室の中でも、自由自
在に活動の権を振ることができるとい
ふ誠に恐ろしい権力支配でございま
す。現に本日、朝日新聞の「声」欄には、
警官による思想調査の行われた青森県
下の一高等学校生徒が、「口つぐむ先
生」といふ見出しで、授業中であつた
足にものを言わなくなつた先生、面白
くなくなつた授業の内容、今取扱われ
ている第二次世界戦争の教材は先生み
ずからが、参考書を見なさいとか、こ
こは説明を省くとかいふやうに、殆ん
ど情熱を失つた教師の姿を通して、こ
の背後の暗い圧力を敏感に児童が指摘
している点を我々は見逃すことは断じ
てできないのでございませう。汚職と疑
獄で汚れた吉田内閣の文部行政は、か
くて純真な教師や児童の良心を蝕く権
利をどれだけ持つてゐるというのでござ
いませう。(拍手)教育の中立性を
法で規定しようとするがときは、ま
さに説教強盗のやり口に類似する教育
冒濫の姿であると思ふのでございませ
う。(拍手)

吉田首相にお尋ねをいたします。御
病氣であられます由でございませうか
ら、緒方副総理に代つて御答弁をお願
いしたいと思ふのでございませう。憲法
に保障された思想及び良心の自由、学
問の自由、言論の自由は、人類に許さ
れた特権であつて、何人もこれを侵す
ことはできないはずでございませう。
かかる人間性の喪失を強いる不当な
思想の圧迫が現実に行われてい
るとそれ自身が、全く憲法違反の事実
であると断ぜざるを得ませんが、少
くとも法治国家における民主主義の
原則として、この現実に対する憲法を
守らなければならぬ義務を持つて吉
田首相の政治的責任を明確に質した
と思ふのでございませう。更に會つて
の戦犯、特高ブレンによる大連文
相、田中、緒方氏を板軸とする文部行
政によつて、およそ平和教育の確立を
望むことは不可能ではないでし
やうか。(拍手)この際平和国家百年の計を
樹立するために、文部大臣の更迭をお
考えになることはできないのでし
やうか。国民の良識を代表いたしまして、
この際、席との点をお尋ねをいたし
ます。(拍手)

次に文部大臣にお尋ねをいたしま
す。文化の振興に対する調査とはおよ
そ似ても似つかないこの思想調査の指
示は、一体どこから出ているものでござ
いませう。二月十四日の読売新聞
の記事によれば、緒方局長は大臣と相
談してやつたと云ひ、大臣は知らない
と突つばねていますが、この指示系統
を明確にしてその責任の所在を明らか
にすべきでありませう。お尋ねをい
たします。

次にかかる調査を指示しました其の
目的はどこにあつたのでしやう。提出
予定の教育中立維持法案は、国内の輿
論が筆を揃えて「〳〵たる反対を
し、昨日読売新聞の報道によれば、遠
くアメリカの各新聞紙も相当の紙数を
割いて非難し、世界教員組合連合は非
民主主義的法案に對して強くこれ
に反対する抗議電報を吉田首相に宛て
て打つてゐると伝えてはありますが、か
かる悪法通過を合理化する手段としての
政治的效果をねらつたものではないで
しやうか。或いは一文も金をかけずし
て教員を沈黙させる効果をねらおうと
したものでないものでしやうか。考え
る自由を奪ふことそれ自体を目的とし
たものではないのでしやうか。改めて
その目的を明確に示してはしと思ひ
ます。更にかかる思想的調査は如何な
る法律によつても今日許さるべき筋合
のものではないのであつて、仮に百歩
下つて文部大臣の権限としても、文部
省設置法第五条の第二項においてはそ
の権限が明示され、教育委員会の報告
書提出の範圍も又法は明らかにその範
圍を明記して、行政上、運営上の指揮
監督権を制約してゐるのであります
が、一体この指令は如何なる法的根拠
に基いて出されたものでしやうか、詳しく
ここに示してはしと思ふのでござ
いませう。更に調査内容の解釈は如何よ
うにも解釈されようと思ふのでありま
すが、なかならず第二項、「特定政党の

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その二) 茨城県における教員の思想調査に関する緊急質問

政治的主張を児童の頭に印象付けようとしてゐる事例」のごときは、一体どうして調べようというのでしよう。一人一人の教員の一言一句をとらえるか、若しくは対象児童を訪問し判定しなければ、到底把握できない事例であります。これを要する場合には、児童の指導が必要となつて来るが、文部省はどのようにしてかかる特高的組織を動かそうとしてゐるのか、何者によつてかかる事例を把握しようとするのか、その計画及び具体的方法を明らかに公表してもらいたいものでございます。

文相の地教委育成は、よもやこの機能を果たすための方法として、その役割を分担してゐるのではないでしようか。去る一月十一日全国地方教育委員会協議会はその議題内容において、政府の日教組政治活動に対する動向を取上げ、組合の運動方針に対する対策が仔細に述べられ、その結論として、現行法に照らしてこれに反対した教員に対しては断固たる処分に出るといふ、緊急連絡の事項を述べられておりますが、ここに試みにこの問題を御参考までに発表してみたいと思つてございまして。

二月一日発。

(1) 日教組の実力行使防止に對し、前条の趣旨を各市町村教委に十分に周知徹底させ、急速に對策準備態勢を整えるため、役員会、その他適当な方法を講ずること。

(2) 送付のプリントは、各都市分まで発送することとし、町村には貴方よりプリントして流すこと。

(3) 万一にも全国いずれの地教委た

りとも弱化するのではないか、協調すること。

(4) 各会長は、当該各市町村教委が、日教組對策準備態勢完了次第、その旨本部に略号を以て打電連絡すること。略号(〇一何々地教委)本文(準備態勢完了)。何何県地教委会長。

更に「教員の政治活動禁止に際して反対論者から出る予想される反論及びこの反論に対する解答」これは以下十五項目に亘つて、こういうふうに政治的傾向を持つところの言論武裝を整えておきたい事実は、何としても見のがすことができない事実でございまして。

更にこの地教委は一月十一日附を以て、これに對して教員の一斉休暇に對する処理方針の事例を挙げておりますが、先づこの処罰方法として「一般に警告の注意を促し、それでも聞かない場合には、行為を未然に防ぐか、期限付で職場に復帰することを勧奨し、これに違反し、応じない者に対しては、特別の反応がない限り、地公法第三十七条違反と解し処断すべき旨を申渡し、期限経過後は、一般の者は解雇し、首謀者は解雇すると共に地公法第六十一条の罰則適用をする。罰則適用については検事の起訴を第一とする。これを原則とする。個々のケースについてはは検事に向つて告訴告発の手続をとり、検事の発動を公式に要求する要がある」と述べられて、明らかに教員組合の運動に對しては権力を以てこれを弾圧する、誠に政治的行き過ぎであつておるのでありますが、ここに教育の中立性を主張される政府は、

この行き過ぎた職権を笠に着た政治活動に對する地教委の行動に對して、文相は如何なる見解を持ち、如何なる方途を以て教育の中立性を守らんとするか。明確にお答え願ひたいのでございまして。

最後に法務大臣にお尋ねをいたしました。三たび法務大臣にお尋ねをすることとを、私はこの席より悲しむものであります。法相は當時の問題については、その責任の所在を明らかにされ、これが排除に對して折角の努力をされて来ておられますが、遺憾ながら法相の言われる注意の徹底だけでは、どうしても期しがたいのではないでしようか。教員組合を抑圧し教員の政治活動を弾圧するために、すでに文部省は地方教育委員会、或いは警察当局、或いは旧内務官等々巧妙密接な連絡をとりながら着々所期の目的の方向に進みつつあるやに聞いております。このことについては単なる行き過ぎとか陳謝とかいふものとは、いささか本質的な性格が違つてゐるものでございまして、故に、私は心こもる法相の御答弁に對して甚だ執拗ではございませうけれども、いまひとつ、教育の中立性の維持を破壊いたしました警官の職権濫用について如何なる措置をとられるや明確にお示しを願ひまして、私の質問を終りたいと思つてございまして。(拍手)

【國務大臣(法務大臣) 御答へいたします。政府はその対象の教員であるといふとあるにかかわらず、憲法に保障されております思想、学問、言論等の自由を拘束する考えは毛頭持つておりません。(やつておるじやないか)と呼ぶ者あり】茨城県において教員の思想調査をやつた。文部省の局長の通牒によつてこれを指令したというお話でありまして、それは私の承知しておるところでは、学校の教育事例を報告したことはありますけれども、教員その人の思想を拘束する意味において調査を命じたことはないでございまして。

それから大連文部大臣、その他文部省の次官、局長を更迭する意思がないか。これはお答えするまでもないと思ひますが、そういう意思は少しも持つておりません。(拍手)

【國務大臣(大連文部大臣) 文部省から出しました「教育の中立性が保持されてゐない事例の調査について」こういう通牒に對して、いろいろの点から御質問がございました。先ず第一に先日目の読売新聞の記事として、この通牒に關係して初中局長と私の談話とは食い違ひをしてゐる。こういう点を御指摘になりまして、どういふわけかと申すお尋ねがありました。これは実は私は、私の談話としてそこに掲げられましたが、それは、あれは私はその晩に新聞記者の人に会つていないのであります。翌朝になつて電話がかかつて来たといふことは、私は休んでおりましたから、承知してはいたしましたが、私としては何も話してはおりません。初等中等局長の談話として出ましたことは、あれが間違ひのない本當であります。勿論この通牒を出すことについては、私は初めから承知してゐる。むしろ私が初中局長に言いつけて出させた通牒であります。それから違ひるのは、新聞記事が信用できないといふことを申上げた。

それからその次は、通牒の目的がどういふ目的から出したか、こういうお尋ねでありましたが、只今高田さんは、その通牒の全文をお読みになつて、そこで御朗読になつたのであります。その通牒の初めのところに書いてある。近時、新聞等に、学校内において教育の中立性を阻害するがごとき事例が報ぜられておるが、その実情を承知したい。云々という字句があります。これがこの通牒を出した目的であります。新聞等にいろいろの事例が報告されておる。これは私もとしましては、これは教育に関する極めて重大な事柄でありますから、勿論これを無関心に実情を調べないでおるという立場はとり得ないのであります。従つてこれについて報告を求めたのであります。

それからその次の御質問は、然らばこの通牒は如何いふ一休必要で、どういふ法律の根拠を以て出されたものか。こういうお尋ねであります。これは今高田さんがお読みになつた文部省設置法並びに教育委員会法をお読みになつたものが、即ちこの法律の根拠であります。文部省設置法第五条によりますと、文部大臣の権限として、「教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関及び大学に對し、報告書、資料等の提出を求めること。これが文部大臣の権限として明らかに規定してある。(拍手)それから次に教育委員会法におきまして、教育委員会法の第五十五条に、「文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に對し、各所轄区域の教育に関する年報その他必要

な報告書を出させることができる。」「
 こういふことが書いてありますこと
 は、極めて明瞭に文部大臣がその報告
 を求める権限のあることを法律がはつ
 きりさせておるのであります。そこで
 こういふことは、法律が書いてある事
 自体が、文部大臣がよりな事実につ
 いて、かような事例について、無関心
 でおつてはならぬといふことを意味す
 ると思つてあります。私は文部大臣
 が、かような重大な事例が果してある
 とするならば、それを何も調査するこ
 となしに、手をこまねいて無関心で見
 ておるといふことは、文部大臣として
 は極めて怠慢であり、極めて無責任で
 ある。かように考へておるのでありま
 す。(拍手)

それからその次に、然らば調査は一
 体どういふことを調査するためであつ
 たか。かういふお尋ねでありました。
 これは高田君がお読み上げになりました
 通り、「特定の立場に偏した内容を
 有する教材、資料を使用している事例
 又は特定の政党の政治的主張を映して
 児童、生徒の脳裡に印しよつとしてい
 る事例、その他一部の利害関係や特定
 の政治的立場等によつて教育を利用し
 歪曲してある事例」これが調査の報告
 を求めた内容であります。ことごとく
 これは教育の実情に關係することであ
 ります。先生の思想調査といふことは、
 は、この通牒の文句から御覧になれば
 はつきりするようによ、何も先生個々の思
 想調査といふことは出て来ないはずで
 あります。文部省としては、この書類
 を先ほど高田君は、何か秘密な、内密
 な命令を出したなど言つておられる
 けれども、これは文部省が、何も秘密
 な書類として出したことはありませ
 ん。先ほど申し上げるように、文部省と
 して当然出すべき、受取るべき報告
 でありますから、これは全国の都道府
 県委員会に一般に流したのでありま
 す。これはたまたま、茨城県においてあ
 りましたが、これによつて、これを非常な問題
 として摘発されたのであります。事
 態は只今申し上げるようなことであつ
 て、これを教員の思想調査なりといふ
 ことは、これは明らかにこじつけであ
 ります。私はこれは文部大臣として当
 然なすべきことをなしたといふだけで
 あります。これはかような論議が起
 き起り、如何にももの／＼しいような
 ふうにお取扱いになる。これは私とし
 ては、実は不可解な事柄であります。
 殊に先ほど文部省が警察を使つて思想
 調査をしたといふような意味の御
 発言があつたやうであります。文部
 省が警察を使う立場でないことは、こ
 れは申し上げるまでもないやうにわか
 つたことであります。文部省はこの警察
 官の行動に何らタツチするものではあ
 りません。(拍手)

〔国務大臣大藏省長登壇、拍手〕

○国務大臣(大藏省長) 再三に亘る高
 田さんの御質問でございますが、警察
 官が教員の思想調査をやつたのではな
 いかと、いろいろ御質問がたび／＼ありま
 した。かういふ方針は全く中央の当局
 ではとつておりません。併し大勢おりま
 する末端の第一線のことでございます。
 から、或いは行き過ぎがあるにやない
 かといふので、あれ以後念入りに調査
 をいたしてあります。若干の報告も参
 上しております。そこで若し行き過ぎが
 明らかであるという警察官に対しては
 適当な措置をいたしたいと考へており
 ます。そこで今まで参りました報告の
 ろち、高田さんからの御質問ではなか
 つたかとも思いますが、多少誤解の向
 きもありますので、手許に入りました
 行き過ぎの事件の報告を申し上げたいと
 思います。それは鹿児島県で教員の靴
 をあけて調べたのではないかと、この事
 件がありまして、私の耳にも入りました。
 早速これはいろいろ手で調査い
 たしたのであります。只今私どもの
 判明した点は、これは靴の盗難届
 がありまして、中身を調査いたしました
 たら、非合法的な機関紙その他が出て
 参りましたので、この靴の持主の教員
 に届けたので、これが思想調査といふこ
 とで報告が行つていふやうでございます。
 それから、もう一つ、やはり鹿児島
 島の事件で、学校教員の名簿を借り
 受けて、いろいろ調べたらしいといふ
 ので、これも調べたのであります。こ
 れは窃盗事件の届出がありまして、
 その被疑者らしいと思はれる人の息子
 さんが学校教員をしておるやうので、
 このお父さんの住所番地を調べるため
 に、警察の者が学校に行きました。この問
 題の行き違ひがあるやうでございます。
 す。その他鹿児島県と鳥取県、この場
 合は、警察官がいろいろ雑談に事か
 りていろいろ思想調査をしたのではない
 かといふお話が耳に入りましたので、
 これは調べましたところ、この鹿児島
 県と鳥取県の場合は、警察官は隣りの人
 だつたり、或いはすぐ近所の人で、一
 緒に飯を食つたり、お茶を飲んだりす
 る仲間、そのとき雑談で、これは思
 想調査を係とする警察官でも何でもな
 いのであります。そういう問題に触

れた。これが思想調査と言われている
 ようなやうでございます。
 私の手許に参つた報告をありのまま
 報告いたしたわけでありましたが、併し
 先ほど申し上げましたやうに、このほか
 に行き過ぎの場合がありましたならば
 善処したいと思ひます。
 なお、もう一つ誤解のありますのは、
 破壊活動、殊に地下運動の方面で
 御承知と思いますが、しばしば日教組
 を経営管理せよといふ秘密文書が出て
 おることは御承知と思いますが、こ
 ういふ問題につきましては、治安の責任
 上関心を持つておることは当然でござ
 いますけれども、これらの真相を調べ
 ますのは、それらの非合法的の情報、
 機関紙、雑誌、パンフレット等を収集
 して調べておられます。このために個々
 の教員の思想を調べる必要もなし、
 はかの方法で十分やつておりますの
 で、誤解のないやうにお願いいたしま
 す。(拍手)

〔議長(河井彌八郎) 大連文部大臣か ら、答弁の補足をするために発言を求 められました。発言を許可いたしま す。大連国務大臣。〕

○国務大臣(大連国務大臣) 一点、最後
 の点を漏らしましたので申し上げます。
 全教委と私は記憶しておりましたが、
 全国の教育委員会の何か協議会であり
 ますか、どういふ団体でありますか、
 私は全教委という名前で見えて、正確
 な名前は知りません。全教委の方面か
 ら、地教委、各地方の教育委員会のほ
 うに何らかの通連といふやうな、書面
 を流した。これは実は私、今朝の新聞
 によりまして私も承知をいたしましたの
 であります。私自身は、これには何ら知
 らない。ただ日教組のは
 りで、今度の教育立法に關係して、そ
 れに反対するいわゆる実力行使とし
 て、全国的に何割かずつの賜暇闘争を
 する。かういふことが頻りに言われて
 おりますので、恐らくはそれに對し
 て、それ／＼の教育委員会といふもの
 の立場がありますから、その關係でそ
 ういふ書類が出されたものではない
 か。かういふふうに私は思つて実は今
 朝の新聞を読んだのであります。そ
 れ以上私は、この問題については直接
 関知はしておりません。(拍手)

○天田勝正君 私はこの際、造船汚職 に関する緊急質問の動議を提出いたし ます。

○藤田進君 私は只今の天田君の動議 に賛成をいたします。

○議長(河井彌八郎) 天田君の動議に 御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認 めます。よつてこれより発言を許しま す。天田勝正君。

〔天田勝正君登壇、拍手〕

○天田勝正君 私は日本社会党第二座
 室を代表いたしまして、この極めて忌
 むべき造船汚職に關しまして、若干の
 質疑を試みたいと思つてあります。若
 が、私はかような忌むべき事柄につ
 いて、大声疾呼するつもりもなく、徒ら
 に個人攻撃をするつもりもございま
 せん。ただ私は、お互い全国民が、不肖
 天田を含めまして我々に国政を信託さ
 れたその国民に、かような問題を国会
 で論議しなければならん事態に至りま
 したこのことについて、深く国民にお
 詫びしつつ、ここに質問をいたした
 と思つてあります。政府におかれま

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その二) 造船汚職に関する緊急質問

しても、私の質問の言葉が足りないかも知れません。私の足りない言葉は笑つて済ませようけれども、かような汚職が政界に波及して参つたという事態に鑑みますならば、私の足らざることを補いつつ、全国民に一点の疑いも残さざるよう、懇切なる答弁を先ず以て要求したいのであります。

昨日の夕刊以降、新聞、ラジオは、この造船汚職が遂に政界に拡大して参つたことを伝えております。即ち自由党の現副幹事長であります有田二郎君の逮捕の許諾が、検察庁を通じて衆議院に要求せられたという内容のものであります。それに附属いたしまして、有田氏個人の自宅は勿論、新聞の伝えるところ真なりといたしますならば、驚くなれ、この国会の附屬機関でありますところの議員会館すらも捜索を受けたと伝えられているので、実に由々しき大事と言わざるを得ないのであります。

翻つて我が国今日の汚職の状態を見ますに、昨年来毎日の新聞で汚職記事の載つておらない日とはないのであります。鳥の鳴かない日はあればとて(笑)官界の腐敗、政界の墮落を伝えなない日ではない状態でありまして、ただ造船汚職だけについて考えまして、私が一月以降収集いたしました記事におきまして、実にここに持参いたしましたような重大な記事が集まるので、而もこれに関連いたしまして、検査され、或いは逮捕され、起訴されたと伝えられる人は、昨日の有田氏を加えするならば二十六名の多きに及んでおるのであります。その詳細を細かく申上げる時間的余裕がございませんので、私はこれらを省きますが、有田氏一

つをとらえて見まして、実に同氏は政党内閣としてのその基礎である自由党の副幹事長という重責におられ、曾つては吉田内閣の政務次官、或いは委員長等もいたされたところ承知いたしております。

かような事実から判断いたしますならば、以下總理はこの綱紀肅正の問題についてどう考えておられるか。即ちその一点は、吉田内閣の閣僚及び前閣僚又は与党幹部多数が、造船利子補給の問題のみならず、計画造船獲得につきまして、いわゆる国から特別な利益を受けているところの会社の幹部をして、いるということが伝えられているのであります。極く簡略にその抜き書きだけを申上げて見ますならば、太平洋海運については極く最近まで小笠原大蔵大臣が取締役をされ、又新日本海運については大野国務大臣が取締役、監査役は有田二郎氏、新日本汽船につきましては、社長が過日まで厚生大臣であられました山縣勝見君、今最も問題になつておられます山下汽船であります。これは甚だ言うことを憚りますけれども、本院の予算委員長である青木一男君であります。明治海運は、これ又吉田内閣の元農林大臣であつた内田信也氏がその会長をなさつておられる。協立汽船、これ又曾つての大蔵大臣であつた井田忠晴君、昨日来問題になつておられます有田君については、このほかに名村造船の取締役をされておると伝えられておるのであります。又このほかにタンカーの利子補給について、元来修正案の初めにおきまして、なお第八次までを適用するということにはなつておりましたものが、いつの間にか七次後期までこれを繰上

げて利子を支給するというところに再修正をいたしましたのであります。ここに大きな疑惑があるのであります。この繰上げたいたしましたタンカーの三隻の造船は播磨造船であります。これ又曾つての通産大臣でありました横尾龍氏が社長であつたことは皆さん御案内の通りであります。これらを中心として述べますれば、時間がございませぬので私は先に進みますが、かように多くの吉田内閣の前閣僚現閣僚等が、この問題が起きてからはあつてふためきまして、或いは辞職したかも知れませんが、決定した当時の責任者であつたことは、もはや否定しがたいのであります。かような状態をこのままに置いて、到底政界の肅正、官界の肅正はなし得ないと思ふのであります。が、(拍手)總理に代つての副總理は、これに對して如何なる所見をお持ちになり、更に又類似の会社等について、今後如何なる処置をとられんといふのであります。ここをばつきりと申して頂きたいと思ふのであります。

更に又、去る衆議院の予算委員会におきまして、吉田總理は、小笠原大蔵大臣が閣僚になられて太平洋海運の社長にそのままとどまるということについて許可を与えたといふことをば、大蔵大臣みづからが答弁されておるところであります。が、かような許可を与えるとは、その政治責任は如何相成るのであります。これ又伺いたいと思ふのであります。吉田内閣の綱紀肅正とこの汚職と對照いたしまして、今後如何なる政治責任をとらうといふのであります。これ又詳しく承わりたいと思ふのであります。

次には、大蔵大臣にお尋ねいたしますが、今總理に尋ねると同様な趣旨で、あなたは太平洋海運についてはその職務に直接関係がないから、總理の許可を得て職にとどまつたとやうであるのであります。奇怪至極であります。実に造船利子補給のごとき、或いはこれに類似するところの財政支出は、他の大臣よりも最も大蔵大臣に關連が深いことは、これは常識であります。然るにその職にそのまゝおつて、この膨大な国家の税金を支出することとを決定したところの、そのあたりの所存とは如何なるものであるか。これ又所見を承わりたいと思ふのであります。(拍手)

更に又、去る十三日、我が国の最大の労働組合の団体である総評の幹事会は、この汚職事件が片が付かなければ、自分たちの労働所得税は納めるに値しないが故にこれを拒否する。而もまた拒否するのではなくして、これを合法的に供託をして置くといふことを決定したのであります。誠に私に言わしむるならば、当然な処置と申うのであります。この当然な処置と申うに絶評だけでなくして、全国の労働組合、或いは一般労働大衆がことごとく政府に税金を納めずして供託をするという処置をとつた場合に、一体日本の財政は如何処置なさるのであるか。或いは又その事態に立至つた場合の責任を如何考へておられるのであるか。この点をば明確に承わりたいと思ふのであります。

更に質したいことはございします。が、時間がありませぬので、次には石井運輸大臣にお伺いたします。二月二日の衆議院法務委員会におきまし

て、議員の質問に答えたあなたは、壺井官房長等のスキヤンダル、これらについては全く察耳に水である。従つて検察庁の取調べが確定したならば適當に処置をすると言つておるのであります。私は誠に不可思議至極と言わざるを得ない。なぜかと言いますならば、政治的責任とは、一体司直の手、検察当局の決定があつてあとでなければできないことではなくして、刑事事件に発展した以前において、政治家は国民の模範となりたすためには、何よりも自己を正しく、自己を厳正にしなければならぬといふこの原則からいたしまして、司直の手の延びざるに十分部下の戒飭をいたし、これに適當な処置をとらなければならぬと思ふのであります。が、何らの処置をとられないのは如何なるお考えであるか。又今後運輸省の幹部は絶対に一〇〇%白である。且つ又曾つて我が党の相馬議員の質問に對して、あなたは、自分は一〇〇%潔白であると言われまして、今日でもここに明確に一〇〇%潔白であるといふことを言いたいと思ふのであります。

更に、衆議院三派共同修正に當りまして、修正案はよいと思つて賛成をいたしました旨を答へられておるのであります。今日かかる世の疑惑を招きました汚職事件が発生するに至りまして、かような疑惑を招く利子補給等は、この際一切打切るの準備があられるかどうか。これ又承わりたいと思ふのであります。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○天田勝正君(議) 公職選挙法の百九十九条は、候補者が自分の属する政党か或いは政治団体に対して寄附ができるのは、すべて国会議員については国と特別の利益を伴う契約の当事者は寄附できない。又これに関連して匿名者の寄附はできないということ規定いたしておるのではありません。ところがこの利子補給については造船会社等から多額の金品が贈られておりますことは明瞭であります。(時間々々)と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 天田君、天田君時間が参りました。

○天田勝正君(議) かような公職選挙法違反の疑いのある点について、その罰則であります……

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○天田勝正君(議) 二百四十八条等の関係はどう適用され、どう指図されたか。更に又、簡略に申し上げますが、同じく二百条の關係と二百四十九条等の罰則の適用について如何考えられ、今後如何にこの造船汚職と関連して、あなたはその所管大臣として真正に何の準備を以て当られんといたしておられますか。この点をお伺いいたしまして、私の質問を終らして頂きます。(拍手)

○國務大臣(石井光次郎君) 答へたいします。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

れら船会社等の役員が関係或いは党の主要な地位にあることをどう思うかという御意見でありましたが、これは政府といたしましては、できるだけ各界の知識を持つておることを望ましいと考えてまして、直接監督の責任に当る者以外には総理大臣の許可を得れば、在職のまま大臣の責任をとることを今まで認められて参つておる。その慣例に従つて幾人かの関係が会社の役員のまま大臣の職にあつたことは事実であります。併し私の記憶にして間違つていなければ、昨年の計國造船の罰金につきましては、太平洋汽船、或いは新日本汽船というようなものは、その関係者が内閣におるために、運輸省において特に考えをもちまして、この両会社に對して罰金をしなかつた。それほどに當局におきましては注意をしておる。

本来計國造船というものは、これは今日の日本の海運界に對する対策といつたしまして必要な政策で、決して不正でもなければ情実でもない。ただこの政策を遂行いたします上に當局が公正であり、且つ今の罰金等に特別な配慮を用いることは必要でありまして、それは今までの事例といつたしまして、十分に厳密に調査をやり、且つ先ほど申し上げましたように、政府に關係のものはこれを除くといつたほどの配慮をいたして参つたのでございまして、その点御了承をお願いいたす次第であります。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○天田勝正君(議) 二百四十八条等の關係をどう適用され、どう指図されたか。更に又、簡略に申し上げますが、同じく二百条の關係と二百四十九条等の罰則の適用について如何考えられ、今後如何にこの造船汚職と関連して、あなたはその所管大臣として真正に何の準備を以て当られんといたしておられますか。この点をお伺いいたしまして、私の質問を終らして頂きます。(拍手)

○國務大臣(石井光次郎君) 答へたいします。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

たときに極洋補給株式会社と、太平洋海運株式会社との両方の社長をいたしておつたのであります。農林大臣でありますから、直接な関係があるところより極洋補給株式会社は即日辞職いたしましたけれども、太平洋海運株式会社は何ら職務上の關係がないから引続き許可を得てやつておつたのであります。勿論太平洋海運は普通船舶会社の一つでありまして、何ら特別の取扱ひを受けておりません。又融資等についても開帳等から一定基準に基いて貸出を受けておるのであつて、職務上何ら私は關係はないと思つたのであります。

が、併しかりそめにもこれが今日、今おつしやつたような議論の種となるがごときことはどうかと、こう考えましたので、昨年の九月、責任者たる社長を辞したのであります。併せてこれも辞したような次第であります。従つて私は政治道徳上何ら差支えないと考えております。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○天田勝正君(議) 二百四十八条等の關係をどう適用され、どう指図されたか。更に又、簡略に申し上げますが、同じく二百条の關係と二百四十九条等の罰則の適用について如何考えられ、今後如何にこの造船汚職と関連して、あなたはその所管大臣として真正に何の準備を以て当られんといたしておられますか。この点をお伺いいたしまして、私の質問を終らして頂きます。(拍手)

○國務大臣(石井光次郎君) 答へたいします。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

す。これに對して部下を戒飭をなせしないかといふことでございします。私は先ほど挙げられました委員会において今調べ中でありますから、その事態を見て処置しますと、その通り申し上げました。起訴されましたので、休職にいたしました。そして、後任を本日発表したのは御承知の通りでございますが、同時に、数日前部下を集めて、部下の局長、又官房の課長連を集めて、我々は交通行政の中核におるものであつて、それに、こういういろいろな問題で、世間の疑惑を受けておる中に、もや／＼しているような感じがするが、我々は一層自責自戒して、そして且つ又、ぼんやりして、仕事をしないようなことのないように、ちゃんと仕事をきちんとやり、又積極的にやるものはどんな／＼やるべしということに注意をいたしたのでございします。

又、部下にこれから一〇〇%白であるといふことが断言できるかといふことでございします。私も仕事の上のこととは責任持たしますが、それから湧き出て来る別の途の問題は、私も若し知つておれば、そういう人々を使うわけはないのでございしますから、私は、今は、私の部下はみな白と思つております。私自身が一〇〇%白であると断言できるかとおつしやいます。が、はつきり白であると断言申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○天田勝正君(議) 二百四十八条等の關係をどう適用され、どう指図されたか。更に又、簡略に申し上げますが、同じく二百条の關係と二百四十九条等の罰則の適用について如何考えられ、今後如何にこの造船汚職と関連して、あなたはその所管大臣として真正に何の準備を以て当られんといたしておられますか。この点をお伺いいたしまして、私の質問を終らして頂きます。(拍手)

○國務大臣(石井光次郎君) 答へたいします。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

は海運界の現状から考えまして、利子補給は續けてやるべきものだと思つていたしてございまして、打切る考えはございしません。(拍手)

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○天田勝正君(議) 二百四十八条等の關係をどう適用され、どう指図されたか。更に又、簡略に申し上げますが、同じく二百条の關係と二百四十九条等の罰則の適用について如何考えられ、今後如何にこの造船汚職と関連して、あなたはその所管大臣として真正に何の準備を以て当られんといたしておられますか。この点をお伺いいたしまして、私の質問を終らして頂きます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

○議長(河井彌八君) 天田君、時間が来ました。

百九十九条各号に掲げる者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。又、何人も、前条各号に掲げるもの、並びに外国人、外国法人及び外国の団体から寄附を受けてはならない」という旨の規定をしてゐるのでございまして、この規定に違反して、寄附を勧誘し、要求し、又は受けた場合に、公職選挙法第二百四十九条の罰則が適用されるわけでございます。併しながらこの場合にも、その相手方が百九十九条の二号に該当するかどうかは、前にお答えいたしましたような条件を満たすことが必要でございまして、その条件を満たすか否かは、具体的事件について捜査をいたした上でないと、確定的なお答えができないと存じます。(拍手)

○菊川孝夫君 私はこの際、疑獄事件政界波及に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○天田勝正君 私は只今の菊川君の動議に賛成いたします。

○議長(河井清八君) 菊川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井清八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

○菊川孝夫君 私は社会党第四控室を代表いたしまして、造船業の政界波及について、諸方副総理以下関係大臣に質問いたしたいと存じます。

政界が今日のごとく国民の不信を買つたことは、日本の政治史上未曾有であると思つております。事態を一体こゝまで落し込んでしまつたのは、五

か年間に亘つて政権を担当して来た吉田内閣の政治が、そういうことを発生するやうな政治をやつて来たのであつて、政治的な責任が極めて重大であらうと思つております。そして、今、かねてから、とかくの風評があり、良識ある自由党員の諸君でさえも憂慮しておつたところの有田二郎君、而も与党である自由党の副幹事長の要職にあり、曾つては衆議院の常任委員長であるとか政務次官の要職にあつた有田二郎君について、東京地検から逮捕許可の請求が出て参りまして、漸く事件の核心に触れて来ようとして参つたのであります。昨夜のラジオを聞き、今朝の新聞を見た全国民は、当然来たるべきものが来たとして溜飲を下げると共に、自由党政府に對しては憤激に沸き返つてゐると思つております。

(拍手) 耐乏生活を説くところの吉田内閣の与党の大幹部が、耐乏生活を實踐してゐる国会のまつただ中で、疑獄事件の政界第一号として逮捕されようとして、引續いて閣僚にも飛び火するのではないかと風評専らであるときに、国民は、「政府こそが先ず顔を洗つて出直せ、政府こそ国民の前に謝罪すべきである。」という声が出るのは当然だと思つております。(「そうだ」「もう起つてゐるよ」と呼ぶ者あり)

政府は何のかんばせめて国民にまみえんとするか。諸方副総理から、政府を代表して、本議場を通じてこの点を先ず第一に明らかにして頂きたい。

質問の第二点は、一、二の閣僚に對してすでに捜査の手が伸びておつて、或いはその所属運輸手の足取りが調べられてゐるということであるのであります。この真相は一体どうである

か。又、副総理として、確信を以て、いやしくも閣僚に関する限り、せめて閣僚に関する限りは、さういふ疑惑を受ける者は断じてないと言明できるかどうか。(「そこだ」と呼ぶ者あり)その言明をされたあとで、若しも閣僚に逮捕請求が来たといふことになつたら、極めて重大だと思つておりますが、今日は少くとも本議場から国民に向つて、それだけの言明だけはすべき段階に來てゐると思つておりますが、この点、はつきり言明願ひたいと思つた。(拍手)

次に尋ねたいのは、今こそ、こういうもみ消し運動であるとか、司法権に對する干渉等の陰謀は絶対に排撃をいたしまして、政府、与党は申すまでもなく、野党も協力をいたしまして、若しも疑惑に包まれてゐる者が仮にあるとするならば、みずから繩を打つて、さうして送り込むと、こういう積極的態度に出まして、国民の政界に對する信頼を回復するやうに努力しなければならぬ段階に來てゐると、こう思つてゐるが、政府としてそれだけの決意があるかどうかという点について御答弁をお願いしたいと思います。

次に、大憲法務大臣に伺ひたいのでありますけれども、有田君逮捕許可請求によつて先ず自由党が衝撃を受けたことは、これは想像にかたくなございせん。もう想像に余るものがございます。(拍手) 又、三党協定によつて無謀な利子補給法を成立せしめた他の政界も狼狽をしておることも、これも想像にかたくなと思つてゐるものであります。(拍手) 従つて、これらの方面から、ものすこし政治的な圧力が手を替へ品を替へて司法當局に對して加つて來ることも、大体想像しなければなら

らんとする。又事実に對しては、いのであります。法務大臣は敢然としてそれらを排除して、さうして徹底的に証明するところの決意があるか。できたかどうか。その点を先ず第一にお答えを願ひたい。(拍手)

次に、もうすでに政治の動きに非常な緊張感、機敏な財界方面からは、疑獄事件の発展によつて吉田内閣が崩壊することを危惧して、せめて二十年年度の總予算案が国会を通過するまではちよつと検査の手をゆるめてもらいたいといふやうな関係方面に對する策動があると言ひますけれども、法務大臣はさういふ点を承知してゐるかどうか。この点を伺ひたいのであります。

法務大臣は積極的、こゝういふ職務に追われながら、法の權威を守り、社会悪追及のために取組んでゐるところの検査官に對しては、鼓舞激勵をいたしまして、さうして且つあなたはその盾となつて、一つ妨害或いは策動からこれらの検査官を守つてやるといふことが、あなたの重要な責任であると思つてゐるが、あなたも、若しもこの検査官に對しては、いさめぬ忠告ならんとするならば、国家に忠ならんとするならば、あなたは政界の孤児といわれたい。あなたに拾ひ上げられた吉田総理に對する恩義にこれは背くことになる。吉田内閣崩壊に導くことになると思つてゐるが、あなたは今は忠と孝との狭み打ちに會つてゐると思ひます。が、(笑聲)敢然としてこれを守り抜く決意があるかどうか。この点を本議場からはつきり御言明願ひたいと思つてゐるが、(拍手)

それは、開銀の融資の残額が今総額として三千二百四十億である。その中で造船融資は九百三十億で、これは二八%以上になつておるのであります。而も一般に對しましては利子は七分五厘であるにもかかわらず、造船は六分五厘、七分五厘を六分五厘として、而も六分五厘のうちで三分だけは国家財政で補給をされてゐる。造船資金の又三割は市中銀行から借入れて、これに對しても一割一分と五分との差額がやはりこれに補償をされてゐる。国家が補償してゐるのであります。而も焦げ付いた場合にはこれは政府が補償する。一体、企業におきましては、第一番には先ず借入金をする。金がなければ借入金でやる。次は社債を発行する。それから増資をするといふて、自己の努力がされて、さうして、それでもできないときにはは國家財政から補償をするといふことも緊急の場合止むを得ないと思つてゐるが、海運会社においてはそんな努力は一切されてゐない。試みに例を挙げても、朝鮮ブームで輸送船であるとか貨物船が有頂天になつたときには、今問題になつてゐる船会社は、いづれも三割、四割の高率配当を行なつてゐるのであります。こゝういふときこそ社内保留に先ず振向けべきだ。にもかかわらず、さういふことはやつてゐない。又、現に欠損を出してゐるところの会社、例えば一流会社の郵船にいたしまして、一昨年の九月期における交際費はどれだけ使つてあるかといふと、五千七百万円交際費に計上してある。又、三井船舶でも昨年の三月期には五千八百万円に上つておつて、これは従業員が千六百人あつてその給料と大体おつかつた交際

費を使つてゐるのであります。赤字を出してゐる会社がこのような交際費を使うといふことに先ず疑惑が向けられるのは當然であります。而も今の答弁の中にあつた新日本汽船といふ山縣前厚生大臣の關係会社は、これはもう開銀から金を借りることが非常に上手でありまして、二、三、四期のうちに間違へるばかり立派な船を整えたのであります。そうしてこの会社は、一昨年の九月期に、驚くなれ郵船以上に七千二百萬円の交際費を使つてゐるのであります。これらの交際費は、計画造船を獲得するために、政界であるとか官界に向つてばら撒かれておらないと幾ら抗弁しても、それは誰でも信用しないと思ふのであります。こういう点につきまして、運輸大臣といつたしまして、貴重な國民の血税で賄われるところの財政資金を融資する以上は、その融資を受ける会社が先ず自発的に、國民から非難を受けるような経営状態でない立派な経営状態、又謙虚な経営を続けなければならぬと思ふ。而も開銀融資の第一の條件は、経営者の能力であるとか、資産、信用状態といふ。その経営能力は、赤字を出しておるながら膨大な交際費を使つておるような会社が、果して経営能力があるといふ得るかどうか。これらについて何ら考慮をされないところに今日憲政事件の発生のおちやんと海があつたわけでありまして、こゝろに膨大な財政資金で利子の補給を受ける。又一方では交際費を使う船会社を控へてゐる。こゝろに好例の前には、政界におきまして、とにかく融資を斡旋することにかけてはまさに親類の天才だと言われている有田二郎君が見逃されるはずはない。先ず第一

番に飛んで行つて、名村造船について、これは開銀が拒否してゐる。これは怪しいから何とかしなければならぬといふので、開銀が異論を唱へてゐるのに、運輸省が決定いたしました。そうして名村造船に五億四千萬円の融資をやつてゐる。これで以て頭を悩めさせられてゐるのであります。而も開銀融資の決定は誰がするかといふことを調べてみますと、やはり最終の決定はこれは開銀総裁、今や政商どりにさへなつてゐるところの小林中君が最終的決定を獨断的にやり得る仕組になつてゐる。それから運輸省の決定は、運輸省がこれに對して賛成するか反對するかは決定は、最終的には運輸大臣が行い得ることになつてゐるのであります。従つて造船海運合理化審議會のごときは、これは方針、原則だけを決定するのでありまして、実施面においては運輸大臣と而も開銀総裁によつて幾らでもできることになつてゐる。そうしてその前にはこゝろに好例がふら下がつてゐるのでありますからして、どうしてこゝろに政界の融資斡旋の猛者といふ連中がこれに飛びつくのは當り前だ。而も開銀の担当理事に質問いたしてみますと、国会議員の方々もこの融資に向つてはたび／＼おいでになります。この名前を言うことは控へたいけれども、たび／＼おいでになりますと言つて、国会議員の運動の激しき、而もこれは三党協定によつて利子補給法案を通した方面が、これは強く運動することはわかり切つてゐると思ふのであります。こゝろに要する、こゝろに断ち切るか、あなたは……、具体的に、ただこゝで局長や部長を集

めまして、もう起らんようにしようといふような訓示を手えるだけでは納まらぬのであります。こゝろに根拠を断ち切るために如何なる努力をしようとするか。こゝからはつきりと、謝罪を含めて、國民に謝罪を含めて私はその対策を言明すべきだと思ふのであります。答弁を承りたい。

第二の点は、このように、國民は税金が高い、中小企業は金詰りで困つてゐる、金を廻してもらいたいと言つて叫んでゐるときに、それらへ廻すほうの金は何かとかが言つて切られ、なかつた。廻つて来ないのではありません。ところが造船会社だけは、國策の線だといふ名目の下に莫大な利子補給の恩恵を受けて、而も今年、今度は予算にその補給の予算がないといふのであります。それからして、だから、これは一体どうするかと調べてみました。ならば、開銀におきまして、この船会社への三分の政府の補給については、船会社の出世証文としてこれは残しておくのだといふ、ところがその船会社においては、これをいすれも決算において未払利子として立てゐるような良心的な船会社は一つもないのであります。このようにして國民の血税が無駄使いをされておつて、而も担当大臣としてあなた様の最も信頼すべき官房長まで引つ張られてゐる。こゝろに事象になつて、一体あなたは運輸大臣として、どうして國民に申訳するか。社会の一般の情勢から眺めまして、余りにも一部の者がだけ暖衣飽食に耽つてゐる、こゝろにこゝろに反撥が起るの當り前だ。而も責任者として

如何なる責任を感じておられるかといふことを、はつきりとこの壇上から御答弁を願ひたいと思ひます。

以上で私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣(石井光次郎君) 拍手〕

〔國務大臣(大藏省) 答へを申上げます。〕

いづゆる造船に關する不正事件について、政界とか財界から檢察庁に圧迫があるのじやないか。そういうことは断じてございませぬ。檢察庁には御承知のように正義感の強い官吏が集まつておられまして、そういう不当な圧迫をすればすぐ反応が現われますから、どうか檢察庁を御注意願ひたいと思ひます。必ずやそういうことは出て参らぬといふ確信を持つておられます。いやしくも不正のある限り、党派の区別なく不正行為、違法行為があれば、厳正公平な態度で捜査をいたす所存であります。(拍手)

〔國務大臣(石井光次郎君) 拍手〕

如何なる責任を感じておられるかといふことを、はつきりとこの壇上から御答弁を願ひたいと思ひます。

以上で私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣(石井光次郎君) 拍手〕

〔國務大臣(大藏省) 答へを申上げます。〕

いづゆる造船に關する不正事件について、政界とか財界から檢察庁に圧迫があるのじやないか。そういうことは断じてございませぬ。檢察庁には御承知のように正義感の強い官吏が集まつておられまして、そういう不当な圧迫をすればすぐ反応が現われますから、どうか檢察庁を御注意願ひたいと思ひます。必ずやそういうことは出て参らぬといふ確信を持つておられます。いやしくも不正のある限り、党派の区別なく不正行為、違法行為があれば、厳正公平な態度で捜査をいたす所存であります。(拍手)

〔國務大臣(石井光次郎君) 拍手〕

昭和二十九年二月十七日 参議院會議録第十号(その二)

まして、第一次から第九次に至るまでだん／＼といろ／＼選考方針も変わつて参りました。どうかしてみんなの明るい人の中でこれが決定されるようにという方針を順次とつて参つたのでございますが、昨年春の九次の前期の場合におきましては、運輸省におきましていろいろな点から見ましたる調査をいたしまして、決定するものの約倍のほうに廻して、開銀のほうでその中から実際の数を決定いたしました。そして私どもと相談をして最後の決定をいたしましたのでございます。今度は更にそれをもう少しみんなの意見を加えた状態できめたいと思ひまして、運輸省と開銀とそれから市中銀行が、いろいろな資料を持つて集まつてきめようじやないかというのを私は持出したのでございまして、市中銀行はいろいろな取引先の関係があつて、或る所がいい、或る所がいかにというの、非常に商売上の影響がありますからと断られましたので、私どもとそれから開銀と別々に調査をやりました。それを持寄つて話合つて、そして最後の決定をするというやうなことで、私どもは、これは今までやつた中で一番よかつた方法だと思つております。ところがまあこんな問題が起りましたので非常に残念でございますが、この根本の行き方そのものには、私は間違ひないと思つております。

更に私どもは、これをよくするためにはどうしたらいいかという問題は、只今私が申しましたように市中銀行の人たちも加えたらどうかということが考えられたら、これも加えることをやる。それから、造船合理化審議会が非常に重要な問題においてものをきめておるから、あれは何にもならないということも言われましたが、その点、非常に重要な問題をきめてあるのでございまして、これをもう少し具体的にそこできめられるような方法が考えられないか。余り具体的にかなり過ぎると非常にそこには妙な結果になつて困ると思ひまして、そういう問題等も考えまして、第十次造船には更にいい状態に持つて行きたいと思つております。

それから最後に、お尋ねにありました利子補給をどう／＼しておる。開銀の利子の今度下つたのを、それは出世証文になつておる。こういうやうな状態におるからこその／＼な問題が起るのだということでございますが、私はこの利子補給の本体をお考え願ひたいと思つてございまして。利子補給を何のためにやるかということ、皆さん方が十分御審議の上で御承知の通りでございますから、私どもはこの利子補給は就けて行きたいということを申添えておきます。そしてそれが正しく立派な方法によつてやられるやうな意味におきまして、今後一層の努力を期することを申し上げておきます。

○議長(河井彌八君) 次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後七時二十九分散会

一、造船汚染に関する緊急質問
一、騒音事件政界波及に関する緊急質問

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 小林 英三君

議員
河野 謙三君 佐藤 尚武君
小林 武治君 小林 政夫君
岸 良一君 北 勝太郎君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
上林 忠次君 楠見 義男君
柏木 庫治君 奥 むめお君
飯島達次郎君 加賀山之雄君
赤木 正雄君 山川 良一君
森 八三二君 村上 義一君
宮城タマヨ君 三木與吉郎君
前田 綴君 前田 久吉君
廣瀬 久忠君 後藤 文夫君
早川 慎一君 野田 俊作君
西田 隆男君 中山 福蔵君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
土田國太郎君 田村 文吉君
館 哲三君 竹下 豊次君
高橋 道男君 杉山 昌作君
高瀬莊太郎君 高木 正夫君
新谷眞三郎君 島村 軍次君
横川 信夫君 雨森 常夫君
木村 守江君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 高野 一夫君
西川彌平治君 石井 桂君
井上 清一君 関根 久蔵君
川口爲之助君 吉田 萬次君
酒井 利雄君 佐藤清一郎君
鍋本 孝弘君 谷口弥三郎君
宮本 邦彦君 長島 銀藏君
長谷山行教君 宮田 重文君
滝井治三郎君 田中 啓一君

大矢半次郎君 石川 榮一君
岡崎 眞一君 愛知 揆一君
植竹 泰彦君 岡田 信次君
松岡 平市君 大谷 豊満君
國 伊能君 一松 政二君
西郷吉之助君 中川 幸平君
北村 一男君 左藤 義詮君
寺尾 豊君 中山 壽彦君
中川 以良君 山縣 勝見君
大野木秀次郎君 小瀧 彬君
古池 恒三君 伊能繁次郎君
柳原 幸君 大谷 實雄君
宮澤 喜一君 高橋 衛君
横山 フク君 西岡 ハル君
重政 庸徳君 小澤久太郎君
鹿島守之助君 木内 四郎君
藤野 繁雄君 石村 幸作君
青山 正一君 入交 太蔵君
高橋進太郎君 仁田 竹一君
加藤 武徳君 上原 正吉君
郡 祐一君 山本 米治君
小野 義夫君 三輪 貞治君
平井 太郎君 川村 松助君
堀 末治君 白波瀬米吉君
池田中右衛門君 島津 忠彦君
湯山 勇君 大和 與一君
松野 鶴平君 草葉 隆國君
泉山 三六君 黒川 武雄君
井上 知治君 岩沢 忠恭君
木下 源吾君 内村 清次君
阿具根 登君 海野 三朗君
大倉 精一君 河合 義一君
岡 三郎君 永井純一郎君
竹中 勝男君 清澤 俊英君
成瀬 隆治君 小酒井義男君
佐多 忠隆君 重盛 壽治君
江田 三郎君 堂森 芳夫君
森崎 隆君 高田なほ子君
安部キミ子君 藤田 進君

岡田 宗司君 田中 一君
戸叶 武君 栗山 良夫君
吉田 法晴君 藤原 道子君
菊川 孝夫君 若木 勝蔵君
山田 節男君 天田 勝正君
中田 吉雄君 三橋八次郎君
野澤 勝君 荒木正三郎君
三木 治朗君 山下 義徳君
市川 房枝君 東 隆君
白川 一雄君 野本 品吉君
三浦 義男君 松永 義雄君
最上 英子君 三好 英之君
鈴木 彌平君 深川タマエ君
武蔵 常介君 寺本 廣作君
須藤 五郎君 平林 太一君
八木 秀次君 井村 徳二君
紅露 みつ君 鈴木 一君
加瀬 完君 千田 正君
松澤 衆人君 有馬 英二君
堀本 健三君 笹森 順造君
菊田 七平君 木村福八郎君
相馬 助治君 村尾 重雄君
棚橋 小虎君 鶴見 祐輔君
一松 定吉君 吉米地義三君
羽仁 五郎君 堀 眞琴君

國務大臣
法務大臣 大藏大臣 大塚 健君
大蔵大臣 小笠原三九郎君
文部大臣 大達 茂雄君
運輸大臣 石井光次郎君
郵政大臣 塚田十一郎君
國務大臣 緒方 竹虎君
加藤 謙五郎君

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
発行所 東京新聞社市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三三東京官報局
振替東京一九〇〇〇〇官報局